



「散歩」北陸・農政局 野澤和幸
 (全農林写真コンクール応募作品から)

目 次

特集 中山間地域・過疎地域の振興と課題

中山間地域・過疎地域の実態

～農業センサスの数値から～ ……………橋口 卓也 (4)

山村振興と林業……………西野 寿章 (13)

「過疎高齢化」による集落機能脆弱化の実態

～山口県中山間地域における現地調査から～……………坂本 誠 (24)

農山村地域再生への政策デザイン……………小田切徳美 (35)

シリーズ“どこへ行く 日本の食と農⑦”

「江戸東京野菜」……………大竹 道茂 (48)

[時評] 市場原理主義の「転向」は本物か? ……………(KK)(2)

☆表紙写真 早春の朝 近畿・湖北 北川忠五郎
 「農村と都市をむすぶ」2009年3月号(第59巻3号)通巻689

市場原理主義の『転向』は本物か？



日本の住宅バブル崩壊に二〇〇八年近く遅れて再現されたアメリカのサブ・プライム問題によって、昨年の九月一五日に投資証券会社のリーマン・ブラザーズが倒産して以降、アメリカでも日本でもマスコミの論調が大きく変化した。それまでは、「競争的環境こそ正義」、「政策的支援はつぶれるべき不効率な企業・産業を残し、構造改革を遅らせる」と主張していたマスコミが、一斉に不良企業

・産業の救済を叫び出したのである。しかもその論調は、自己批判もなしにどんどん変わって、結局は「大企業の救済は善、中小企業や農業の支援は悪」という財界首脳達に都合のよい主張に収斂してしまったように見える。

アメリカでの論調の変化をみると、当初の主張は、「金融機関がつぶれては経済全体に打撃が大きい。経営者に責任をとらせた上で税金で救済を」というものであったのだが、いつの間にか、「経営者に責任を取らせる仕組みでは、企業が救済策を申請しないので政策効果が出ない」として、破綻の原因を作った経営者の責任には触れないなど言いだした。さらに、アメリカの自動車業界の三大企業が資金繰り難から経営破綻が予想されるようになって

ると、「ビッグ3が破綻すれば雇用・地域経済への打撃が大きい」として「社会的混乱を避けるために税金で救済を」となった。要するに「大企業がつぶれたら影響が大いから救済を。中小企業や農業は引き続き倒産・退場を促進すべき」という主張である。

日本の新聞の論調はこうしたアメリカの主張を忠実に後追いつている。「年は明けたが、世界不況のまったなかである。…単刀直入に言って、ここは政府の出番である。…赤字国債の累増は問題だが、いま政府が出なければ不況の深化は避けられず、財政再建にも悪影響をおよぼす。必要な財政出動をためらってはならない。」（毎日新聞、一月一日社説）といった論調が現在の新聞の共通の主張になっている。しかしそれは、国民経済に対する国家責任の自覚に立ち返って、市場原理主義の発想の反省の上に立ってなされているわけではなく、大企業本位の御都合主義の域を出ていない。「必要な財政出動」として想定されている分野は金融機関と大企業であって、農業や社会福祉は引き続き支出の圧縮が求められているからである。

日本経済新聞は「新成長戦略、改革は大胆に」（二〇〇八年一月二九日）と題した社説において、経済危機が深まっているからこそ経済効率化のために農業改革を急いで進めなければならないとして、企業の農業参入のた

めの障害を直ちに無くすべきことを主張している。さらに、社説「人間開国を考える」(同一一月二三日)では、国内の失業率上昇、非正規雇用者の解雇の増加を無視して、外国人労働者を大胆に受け入れることが日本経済にとって必要であると主張している。この間の新聞記事が非正規労働者の首切りや「年越し派遣村」をめぐる報道を通して、厳しい現実について率直な報道を始めたことは高く評価できるが、社説を担当している編集委員レベルでは全国紙は総じて大企業視点に限定された短期的な経済合理主義に安住しているようである。社説の書き手が同じままで、自由競争＝優勝劣敗至上主義から大企業救済論に変わっただけなのだから、農業等に対する論調に変わりがないのは当然なのかも知れない。

このような御都合主義的な部分的転向は、マスコミの主張に強い影響を与える大企業ホワイトカラー層の経済観の変化を反映していると見られる。昨年末に発表された規制改革会議の第三次答申が、従来の攻撃的なイメージを薄れさせ、小さな個別具体的指摘を羅列する傾向を強めたことも、規制改革が経済混乱を招いたアメリカの事態によって「規制改革こそ神の声」という発想が通りにくくなった事態と無縁ではないだろう。

こうした論調の変化は出版業界ではよりストレートに現れている。すなわち、金融工学関係や投資関連ものは

一挙に売れなくなって、論調の変化が模索されている。その代表的産物として注目されるのは、中谷巖『資本主義はなぜ自壊したのか』(集英社)である。

この著作は「平岩委員会」(一九九三年)以来、「改革派の急先鋒」として働いた著者が、「構造改革は日本人を幸福にしたか」(五八頁)と自問し、「マーケットという制度はエリートによる支配のためのツールとして機能している」(六五頁)と判断し、「懺悔の書」として「なぜ私は転向したか」を説明したものである。著者が「アメリカかぶれ」から「改革派の旗手」になっていくプロセスの心情告白は一読に値するし、新古典派経済学の諸仮定についての否定的論評も無意味ではないが、経済論としての「転向」の内容は眉唾ものである。特に農業・食料問題等への言及が全くなく、環境問題も有効な投資機会として見るといふ姿勢は変わっていない。麻生内閣での政策の変化の方向を勘案しながら、再び議論の主流に乗ろうとしている姿勢が見え隠れしている。

マスコミで短期間に進化した経済政策をめぐる論調の変化を、地域において生活し、労働している人々の実感にそくした生産的な議論につなげるものとするためには、手前勝手な論調転換や部分的転向を許さない生産的批判が必要であろう。

(KK)

中山間地域・過疎地域の実態

〈農業センサスの数値から〉

明治大学農学部専任講師 橋口 卓也

はじめに

本稿では、統計データの分析によって、中山間地域・過疎地域の実態の一端を明らかにすることを目的とする。主として扱うデータは、農業センサスのものである。

いわゆる「中山間地域」については、「農林統計に用いる地域区分」によって、農業地域類型区分の中間農業地域と山間農業地域を合わせた地域とするのが一般的であるが、この数値については、センサスの統計表章上の基礎的な類型区分であることから、比較的、頻繁に目にする機会が多い。

そこで、本稿では、農業地域類型区分に加えて、法制上の過疎地域の数値についても整理していくことにより、本稿のタイトルである「中山間地域・過疎地域の実態」という課題に接近することにした。ただし、主と

して農家数と経営耕地面積の動向の分析にとどまっておらず、生活面の実態などを考慮したものにはなっていない。また、これらの地域に対する政策対応としては、中山間地域等直接支払制度が注目されており、その効果の検証についても意識した内容となっている。

一、農家戸数と経営耕地面積の動向

(1) 全国全体の動向

まず、農業センサスの最も基礎的な数値として注目される総農家戸数と経営耕地面積に関して、全国全体の数値を過去の動向も含めて概観してみたい。二〇〇五年の総農家戸数は約二八五万戸であるが、一九七〇年から五年毎の減少率を見ると、八・三％↓五・九％↓六・一％↓九・三％↓一〇・二％↓九・四％↓八・七％となっており、僅かながら下げ止まりの傾向にある。一方で二〇

表1 総農家戸数と経営耕地面積減少率の推移

(単位：%)

	都市的地域		平地農業地域		中間農業地域		山間農業地域		非過疎地域		過疎地域	
	総農家	経営耕地	総農家	経営耕地	総農家	経営耕地	総農家	経営耕地	総農家	経営耕地	総農家	経営耕地
1995～00年	10.7	8.9	8.2	3.6	9.3	6.4	10.6	8.1	9.2	6.0	10.0	5.1
2000～05年	8.8	10.5	8.6	5.4	8.6	7.6	9.0	8.6	12.1	9.3	9.4	6.0

注：農業地域類型区分については2000年段階のものであり、2005年センサス公表時の数値も2000年時の区分に従っていた。過疎地域については、2005年段階のものであり、2000年センサス公表時のものとは異なり、独自に集計した。

資料：「(各年) 農業センサス」データより作成。

○五年の経営耕地面積は約三六一万haで、同様に五年毎の減少率は、七・二%↓一・六%↓二・七%↓四・五%↓五・五%↓五・七%↓七・一%と推移しており、水田における生産調整政策の影響を大きく受けた一九七〇～一九七五年を別とすれば、近年確実に上昇傾向にあると言える。

次に、表1によって、一九九五年、二〇〇〇年、二〇〇五年の三次にわたるセンサスデータから、一九九五～二〇〇〇年、二〇〇〇～二〇〇五年の二期について、四つの農業地域類型区分別と非過疎地域および過疎地域に分けた動態を見る。都市的地域の総農家戸数減少率は一〇・七%↓八・八%、経営耕地面積減少率は九%↓一〇・五%となっている。同様に平地農業地域は、八・二%↓八・六%と三・六%↓五・四%、中間は九・三%↓八・六%と六・四%↓七・六%、さらに山間は一〇・六%↓九・〇%と八・一%↓八・六%という数値である。つまり、平地を除いて農家数の減少率が下げ止まり、地域類型別の農家数の減少率水準の平準化が見られる一方、全体として経営耕地減少率が增大しているという状況が浮かび上がってくる。

また、非過疎地域では、総農家戸数減少率が九・二%↓一二・一%、経営耕地面積減少率が六・〇%↓九・三%となる一方、過疎地域では一〇・〇%↓九・四%、五・一%↓六・〇%となっており、非過疎地域の農家戸数減少率が高くなる一方で過疎地域では下げ止まりが見られ、経営耕地減少率についても、非過疎地域で大きな増加を示す一方、過疎地域の増加幅は、それよりも小さくなっている。

(2) 農業地域(地域小ブロック)別の動向

続いて、上記も言及した総農家戸数減少率と経営耕地

表2 全国農業地域（地域小ブロック）別の経営耕地減少率

地域小ブロック	1995～2000年						2000～2005年							
	全体	都市的 地域	平地 農業 地域	中間 農業 地域	山間 農業 地域	非過 疎地 域	過疎 地域	全体	都市的 地域	平地 農業 地域	中間 農業 地域	山間 農業 地域	非過 疎地 域	過疎 地域
北海道	2.6	6.8	1.1	3.6	4.4	2.5	2.7	2.9	5.3	1.9	3.7	4.1	3.1	3.0
東北	4.8	7.2	3.2	5.8	8.1	4.7	5.1	6.6	10.2	5.1	7.7	8.2	7.5	6.9
北陸	6.4	6.8	5.0	7.9	10.2	5.5	9.4	9.3	9.5	9.1	9.0	11.1	10.4	10.5
北関東	6.8	9.9	5.5	8.1	12.0	6.6	10.4	8.3	10.9	7.3	8.8	12.3	8.9	13.7
南関東	9.3	10.8	7.1	13.5	19.8	9.2	11.8	8.5	10.6	6.3	11.5	13.5	12.7	9.8
東山	9.2	11.5	6.8	9.3	11.2	8.7	12.7	9.9	10.5	9.0	10.1	10.5	10.2	12.3
東海	6.9	8.1	4.7	6.6	9.4	6.7	9.8	10.4	11.7	9.0	9.6	11.6	14.6	12.1
近畿	6.0	8.8	3.8	4.9	7.6	5.7	8.4	8.8	10.8	8.0	7.5	9.9	12.3	8.8
山陰	10.2	12.2	7.8	10.2	11.4	8.9	12.0	12.3	12.3	13.3	12.4	11.2	13.2	13.1
山陽	10.0	12.8	6.1	9.5	11.1	10.2	9.8	12.0	15.0	8.7	11.9	11.8	15.5	11.1
四国	9.1	9.4	6.3	9.4	12.4	8.4	10.4	11.5	12.4	9.8	12.0	11.6	12.8	11.4
北九州	6.7	8.1	4.7	8.2	10.0	6.2	7.9	7.2	9.4	5.2	8.4	10.6	7.4	8.5
南九州	5.2	9.3	2.0	5.7	8.7	6.7	4.1	7.4	13.4	4.2	8.0	8.5	10.3	5.9
沖縄	8.3	13.5	5.2	11.8	8.0	11.7	5.2	12.5	17.4	10.1	9.1	21.3	17.0	9.7
全国計	5.7	8.9	3.6	6.4	8.1	6.0	5.1	7.1	10.5	5.4	7.6	8.4	9.3	6.0

注：網掛けの地域は、経営耕地減少率が総農家数減少率（非表示）を超える地域を示す。また太ゴシック体の部分は、前期の変化と比較して経営耕地減少率が増大した地域である。

資料：表1に同じ。ただし、1990年の数値については、一部「1995年農業センサス集落カード」データに依ったので、1990年から1995年にかけて農家がなくなった農業集落データが欠損しており、若干不正確である。

面積減少率の動向について、全国農業地域（一四のいわゆる地域小ブロック）及び農業地域類型別、さらに非過疎地域および過疎地域別に整理すると表2のようになる。

この表2から確認することができる動向は以下のようである。前期と比較して経営耕地減少率が増加した小ブロックは、都市的地域で七→一、平地が八→一三、中間が八→一二、山間は九→八、非過疎地域は九→一四、過疎地域では七→一二であった。また、一九九五～二〇〇〇年及び二〇〇〇～二〇〇五年の経営耕地減少率が農家数減少率を上回るところ、すなわち一農家当たりの平均経営耕地が減少している小ブロックの数は、都市的地域で五→一、平地では一→五、中間が五→八、山間は五→一、非過疎地域では三→六、過疎地域では四→九となっている。

これらの状況からは、農家数の減少に歯止めがかかったように見えるものの、危機は深化していると言える。その中で、山間地域が他の地域類型と比べて、前期より経営耕地減少率が低下した小ブロックが多いというのは明らかな材料である。いわば平地地域の弱体化と山間地域の健闘という事態がうかがえる。また、非過疎地域でおしなべて経営耕地減少率が増大しているのに対し、ごく一部ではあるが過疎地域の中に、経営耕地減少率が小さ

表 3 地域資源の保全状況の変化

2000年	地域資源			棚田・谷地田	山林・自然草地	ため池・湖沼	河川・水路	
	当該地域資源がある集落数			25,803	87,715	33,668	89,367	
	(割合)			24.4%	82.9%	31.8%	84.5%	
	保全している集落数			1,491	19,615	13,721	33,989	
	(割合)			5.8%	22.4%	40.8%	38.0%	
2005年	地域資源	農地	棚田	谷地田	森林	ため池・湖沼	河川・水路	農業用排水路
	当該地域資源がある集落数	134,197	19,554	6,923	107,786	40,921	116,705	122,110
	(割合)	96.2%	14.0%	5.0%	77.3%	29.3%	83.7%	87.6%
	保全している集落数	29,326	9,638	1,406	20,645	18,495	41,454	73,487
	(割合)	21.9%	49.3%	20.3%	19.2%	45.2%	35.5%	60.2%

注：2000年センサスの農業集落調査の当該調査項目については、1995年センサス時点での都市的地域の農業集落が調査対象から省かれている。
 資料：農林水産省統計部「2005年農林業センサス 農山村地域調査及び農村集落調査報告書」(2005年5月)、
 農林水産省統計情報部「2000年世界農林業センサス 農業集落調査結果報告書」(2002年3月)より作成。

なくなった小ブロックが存在している。これらは、後に述べる中山間地域等直接支払制度の効果であると想定される。

二、中山間地域等直接支払制度の効果

(1) 地域資源の保全状況の変化

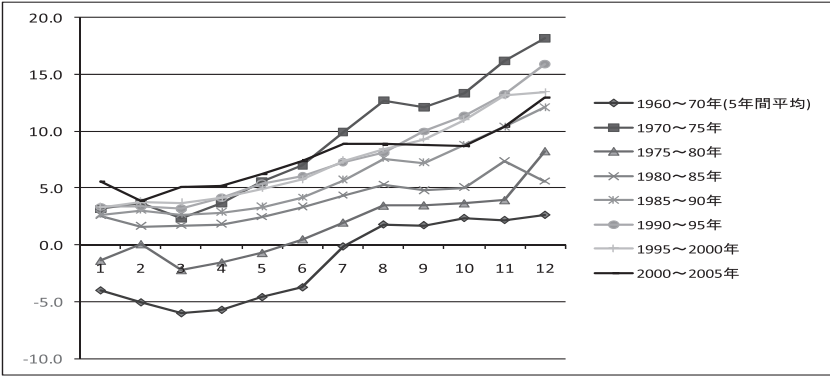
先ほど、二〇〇五年センサスの経営耕地面積の数値から、山間地域の「健闘」ということについて言及した。また、過疎地域についても、非過疎地域と比較して同様の傾向を指摘することができた。

ここで、地域資源の保全状況の変化について、全国全体の数値を確認してみたい。表3に示すように、二〇〇五年センサスの農業集落調査の結果では、地域資源として「棚田」があり、集落としてその保全が行われている集落割合は四九・三%となっている。「谷地田」については、二〇・三%である。類似の項目として二〇〇〇年センサスでは、「棚田・谷地田」と一括した調査項目となっていたが、その割合は五・八%にとどまっていた。このことから、中山間地域等直接支払制度の政策効果がうかがうことができる。

(2) 「水田傾斜分級」別の経営田面積減少率の推移

さらに、筆者が独自に設定した「水田傾斜分級」の概

図1 水田傾斜分級と経営田面積減少率



注：1)「水田傾斜分級」は独自の定義による（詳細は、橋口卓也『条件不利地域の農業政策』農林統計協会、2008年2月、pp. 37-39）。
 2) 都市的転用の影響をできるだけ排除するため、「農林統計に用いる地域区分」の都市的地域（旧市区町村区分）と市街化区域内水田率が過半の旧市区町村を除いて集計した。
 3) 2005年の総農家の経営耕地面積データは地目別が明らかでないので、販売農家の地目別データを按分して経営田面積を推計した。
 資料：農林水産省構造改善局地域計画課「第三次土地利用基盤整備基本調査」データ、農林水産省構造改善局資源課「傾斜地帯水田適正利用対策調査」データ、農林「1960年世界農業センサス」、より作成。

念を用い、全国約一万強の旧市区町村（原則として一九五〇年段階の市区町村）を単位として、水田の面積加重平均の傾斜度ランク別に水田の経営面積の減少率を見たものが図1である。ここでは、水田の傾斜度と経営田面積の減少率との強い関係性を指摘することができる。水田経営をめぐる経済状況を反映して減少率の水準自体には差があるものの、傾向としては四〇年の間、一貫したものであった。

中山間地域等直接支払制度の実施によって、上記のような傾向にいかなる変化がもたらされたのであろうか。二〇〇〇年センサスの実施時期である二〇〇〇年二月一日は、ちょうど当制度の第一期対策の導入直前であった。そして、二〇〇五年センサスが実施された二〇〇五年二月一日は、その最終段階と重なっており、くしくも二〇〇〇年と二〇〇五年センサスの比較によって、制度導入前後の状況を比較することが可能となるのである。

その結果、図1では、これまでとは明らかに異なる傾向を見ることが出来る。まず、近年の一九九〇～一九九五年の変化と、一九九五～二〇〇〇年の変化は、ほぼ同じ傾向であるということを確認した上で、二〇〇〇～二〇〇五年の変化については、前二期とは異なった傾向と相対する旧村で、いずれも一ポイント程度の経営田面積減

少率の増加が見られ（第二分級については、例外的に、ほぼ同じ減少率である）、ほぼ同じ幅でグラフが上方に平行移動しているのに対し、第八分級では一九九〇～一九九五年および一九九五～二〇〇〇年の減少率とほぼ同じ値、第九分級については減少率がやや低下、そして第一〇分級、第一一分級については二～三ポイントほど減少率が低下しているという状況が確認できる。その結果、グラフの形状としては、第七分級から第一〇分級までフラットな形を示している。これは、これまでの四〇年間に及ぶ一貫した傾向に変化をもたらす重要な内容だと言うことができるだろう。

ここで、水田傾斜分級の意味するところの概要を述べると、第八分級というのは、面積加重平均で一／二〇以上一／一五の地域に該当する。まさに、中山間地域等直接支払制度が主として対象とする水田の急傾斜区分と符合するのである。二〇〇〇～二〇〇五年の経営田減少率について、これまでの趨勢に変化をもたらしたのは間違いなく中山間地域等直接支払制度であるということが言えるであろう。

(3) 中山間地域等直接支払制度の評価への一視点

このような中山間等直接支払制度の効果については、短期的なものとしては既に確認できると言えるが、果た

して長期的な展望はあるのであろうか。その上で考慮しなければならないのは、所得補填効果の低さという点である。中山間地域等直接支払制度の協定参加者一人当たりの平均交付額をみると、二〇〇六年度の実績で、全国平均は八・〇万円、北海道を除くと七・〇万円となっている。また、地域ブロック別（ここではデータの都合上、地方農政局単位）の北海道三八・二万円、東北八・四万円、関東四・五万円、北陸九・〇万円、東海四・五万円、近畿六・三万円、中国四国七・四万円、九州七・〇万円、沖縄九・八万円、という数値である。

このように、集落協定の規模は概して小さく、仮に複数の協定に参加している人がある程度いたとしても、協定参加者一人当たりの交付金額というのは、農家の家計というレベルで見た場合、大きな割合を占める金額ではない。北海道の三八・二万円は突出して多いが、他の地域ブロックでは、いずれも一〇万円に満たない水準である。

もっとも、この指摘には政策に対する直接的な批判の意図はなく、当制度の対象農用地をもつ農家にとって、少なくとも土地利用型農業による所得が多くを占めてはいないという現実を示したかったのである。このような点が、当制度の現実の最も有効な機能として「集落活性化助成金」という位置づけが重視されるということに

表4 全国農業地域（地域小ブロック）別の販売農家率

地域小ブロック	都市的地域			平地農業地域			中間農業地域			山間農業地域			非過疎地域			過疎地域		
	水田型	畑地型	畑地型	水田型	畑地型	畑地型	水田型	畑地型	畑地型	水田型	畑地型	畑地型	水田型	畑地型	畑地型	水田型	畑地型	畑地型
北海道	88.6	89.6	76.8	86.7	89.0	95.9	87.2	91.1	90.6	84.1	76.0	79.3	87.5	89.2	89.3	86.8	84.7	89.7
東北	74.7	66.7	63.4	86.0	82.5	87.0	82.7	76.3	70.8	77.2	70.3	62.3	83.3	76.7	72.6	82.6	75.2	69.4
北陸	74.7	61.9	32.4	84.7	81.6	68.7	72.4	64.1	15.6	66.4	53.5	28.0	78.8	73.1	31.1	71.9	63.4	31.8
北関東	71.4	66.3	56.3	82.2	73.8	71.3	72.1	64.6	54.9	80.8	61.2	39.2	79.1	70.5	65.3	70.5	61.0	38.4
南関東	71.4	63.9	59.5	80.3	80.7	78.8	73.7	57.5	39.3	73.6	36.3	25.0	76.4	71.4	59.4	68.5	61.1	34.7
東山	53.8	47.5	68.6	72.1	65.8	77.0	62.6	54.8	46.4	62.2	46.4	43.1	53.9	62.3	55.5	69.3	46.4	43.5
東海	59.0	51.5	55.9	75.4	67.7	78.5	58.3	56.5	66.6	51.4	42.9	49.0	62.8	56.1	65.1	47.6	41.5	47.0
近畿	50.4	50.9	62.2	74.5	63.8	83.9	67.5	62.0	80.7	59.7	48.3	49.6	61.9	57.7	78.5	59.7	48.1	59.5
山陰	64.8	51.8	56.3	76.1	72.9	71.4	68.2	69.4	45.8	69.4	63.8	40.4	69.6	69.5	58.4	69.5	62.2	46.2
山陽	51.1	37.0	26.5	78.3	64.5	53.6	68.5	54.0	52.6	66.9	54.8	24.5	59.3	41.8	30.7	74.8	61.0	57.4
四国	62.3	58.9	73.3	72.5	73.9	71.3	69.0	63.2	69.6	67.7	56.4	33.9	67.5	64.6	69.2	70.3	57.8	59.7
北九州	68.2	59.4	52.8	81.0	75.6	76.7	75.0	70.1	68.9	67.6	60.0	35.9	75.8	69.8	72.0	74.8	69.2	60.4
南九州	54.5	48.7	58.7	74.0	69.5	78.5	59.6	63.3	66.2	74.3	63.8	40.2	55.2	61.5	61.2	71.6	64.3	71.8
沖縄	-	37.2	57.6	-	-	83.8	-	93.3	71.0	-	11.8	77.1	-	37.2	64.2	-	73.4	86.4

注：50%未満の部分に網掛けを施した。

資料：農林水産省統計部「2005年農林業センサス第1巻・都道府県別統計書」データより作成。

もつながっていると考えられるのである。

三、中山間地域・過疎地域における農家の経済的性格

このような中、改めて注目されるのが、中山間地域・過疎地域における農家の経済的性格についてである。表4は、全国農業地域別かつ農業地域類型区分別に、さらに非過疎地域と過疎地域について、総農家戸数に対する販売農家の比率を整理したものである。平地農業地域については、五〇%未満というところは一つもないが、中間農業地域では畑地型の三つの地域ブロックが五〇%未満であり、さらに山間農業地域では水田型で一つ、田畑型で五つ、畑地型に至っては一〇の地域ブロックが五〇%未満である。このように、地域を細分化してみれば、センサス定義による販売農家が総農家の半分にも満たない地域が、多く存在しているということが分かる。

さらに、販売農家の存在状況について、集落を単位した視点からも整理してみたい。表5は、販売農家戸数四戸以下の農業集落割合を整理したものである。平地農業地域については、三〇%を超えるのが畑地型の北海道、山陰、山陽の三地域に過ぎないが、山間農業地域の畑地型では全ての地域ブロックで三〇%を超え、さらに東北、東山、沖縄を除いて、いずれも六〇%も超えている。

表5 全国農業地域（地域小ブロック）
別の販売農家戸数4戸以下の農業集落割合

地域小ブロック	都市的地域			平地農業地域			中間農業地域			山間農業地域			非過疎地域			過疎地域		
	水田型	畑地型	畑地型	水田型	畑地型	畑地型	水田型	畑地型	畑地型	水田型	畑地型	畑地型	水田型	畑地型	畑地型	水田型	畑地型	畑地型
北海道	37.7	31.4	64.3	24.7	19.2	34.6	33.2	33.5	50.3	46.1	51.8	67.2	34.3	34.0	42.7	31.4	36.7	56.4
東北	23.5	29.0	59.8	3.9	3.8	2.0	8.6	12.6	31.0	19.7	21.7	42.0	9.8	16.8	40.4	11.5	12.9	29.8
北陸	20.4	44.8	75.0	12.8	12.5	0.0	23.1	29.9	77.8	40.5	52.4	91.2	20.9	27.6	77.0	27.1	35.5	87.8
北関東	19.9	20.3	31.5	3.9	5.2	6.3	20.6	14.3	27.4	0.0	34.5	66.0	12.0	13.7	19.0	4.9	17.9	64.9
南関東	21.2	21.9	32.4	4.7	6.9	9.4	18.1	28.2	68.9	11.1	66.7	90.6	14.5	19.2	41.5	35.9	8.9	88.7
東山	26.1	35.1	18.8	4.0	8.6	5.4	17.6	29.5	37.8	45.5	55.8	50.0	17.5	27.2	27.3	47.8	58.0	55.5
東海	20.1	28.1	42.6	5.7	9.3	9.3	27.2	28.0	24.5	35.9	52.0	60.9	20.6	30.4	34.0	45.0	53.5	64.9
近畿	25.0	34.7	48.1	7.5	10.2	2.2	15.5	20.5	14.3	27.8	50.0	78.3	22.6	30.7	29.9	31.1	48.9	65.5
山陰	36.8	58.1	70.9	15.9	9.3	30.8	28.4	51.1	65.8	34.4	42.4	79.3	26.7	38.6	64.2	34.0	50.3	77.4
山陽	47.0	68.7	83.6	11.1	17.3	40.5	24.9	44.2	58.9	32.5	55.2	100.0	36.9	61.8	79.1	24.1	44.8	56.5
四国	32.8	35.6	43.4	10.8	14.1	26.3	25.6	28.5	43.1	33.5	44.8	77.5	23.4	29.2	52.7	31.3	41.8	55.1
北九州	23.0	43.2	71.0	8.3	18.2	26.4	16.0	25.4	46.5	29.6	43.6	83.0	17.7	28.2	38.4	20.8	30.6	62.4
南九州	42.8	57.0	50.3	19.1	21.4	25.5	38.9	36.0	41.2	30.5	36.0	64.1	43.6	37.7	50.5	31.1	36.1	34.0
沖縄	-	-	32.5	-	-	4.1	-	20.0	17.4	-	100.0	31.1	-	80.0	27.7	-	42.9	14.9

注：30%以上の部分に網掛けを施し、さらに60%以上は太ゴシック体で示した。
資料：農林水産省統計部「農林業センサス地域データベース」より作成。

中でも北陸の九一・二%、南関東の九〇・六%、山陽の一〇〇・〇%など、ほとんどの集落が販売農家戸数四戸以下という地域ブロックも存在しているのである。過疎地域においてもは、水田型でも販売農家戸数四戸以下の集落が三〇%以上を占める小ブロックが七つも存在し、畑地型においては、東北と沖縄を除いて、いずれのブロックでも三〇%を超え、さらに七つのブロックで六〇%を超えているという状況となっている。

おわりに

以上に整理した内容を前提とした上で、中山間地域等直接支払制度の第一期から第二期への移行に当たっての制度改定の内容に言及してみたい。二〇〇五年度からの制度第二期においては、規模拡大加算や土地利用調整加算、法人設立加算など、いわゆる担い手の育成に貢献するような内容の集落協定には、加算を設けるなどの誘導措置がとられた。全体としては、集落マスタープランを義務付け、さらに農業生産活動の持続的な体制整備を整える要件を満たさなければ、交付金単価が従来の二割減となるなどハードルが高くなった。当制度については、第二期も残り一年少々となり、制度自体の継続への強い要望とともに、要件がこれ以上厳しくならないようにとの現場からの声も聞かれる。

冒頭にお断りしたように、本稿は、中山間地域・過疎地域の高齢化の実態など、重視される種々の要素について、内容を欠くものとなっているが、当然ながら、中山間地域・過疎地域においては、日本全体から見ても、高齢化や人口減について、より厳しい事態に直面していることは間違いない。農水省の耕作放棄地対策の強化や、省庁横断的な施策としての農山漁村への人的支援策など、新たな政策的な動きも見られるが、今の中山間地域・過疎地域は、まさに正念場に直面していると言えるであらう。

山村振興と林業

高崎経済大学教授 西野 寿章

1、現代山村の形成要因

山村地域の現状は、大野 晃の「限界集落」¹という呼称に代表されるように、たいへん厳しい状況を迎えている。しかし、山村が今日的状況を迎えることは、二十年以上も前に藤田佳久によって予言されていた。

藤田佳久は、一九八五年、山村の高齢者人口の高率化を分析して、「特定年齢層にだけ偏位した山村集落では従来からの社会生活は維持できず、集落自体の自然消滅がまもなく具体化する」と述べ、山村には、「居住空間が消滅し、耕境も大幅に後退した居住限界外としての『社会的空白地域』が形成されようしている」と指摘していた²。そして、山村を維持するためには「少人数であっても、いかに広い地域を管理することができるかという観点に立った新しい山間地域のシステムを構築する」ことの重要性を説き、このシステムが構築されれば、「過疎」という用語は不要となり、山間地域は新しい魅力ある空間に

生まれ変わると展望した³。

山村の過疎化が進展した要因には、地域的差異があり一律的ではないが、おおよそ次の二段階に分けて捉えることができる。まず第一段階は、高度経済成長期に日本の産業構造が大きく変化し、都市と山村の格差が拡大したのとほぼ時期を同じくして山村の伝統的な経済的基盤が崩壊したことに求められる。燃料革命によって製炭業が衰退し、経済的基盤を失った北陸、北近畿、中国山地の山村では、三八豪雪での孤立経験も相まって、挙家離村を伴った地滑りの人口流出をみた。その際、製炭と稲作を経済的基盤としていた山村では、米価が政策的に支えられたこともあって、稲作と出稼ぎの組み合わせによって対応した。そのため、若年層の流出は激しかったものの、挙家離村は多く発生しなかった。

一方、中央構造線⁴の南側に位置する畑作山村について、一九六〇年代の群馬県の山村を例にみると、養蚕とこんにゃく芋栽培が主たる経済基盤となっていた。養蚕



静かになった山村（群馬県旧鬼石町） 筆者撮影

は安価な輸入生糸や化学繊維の台頭によって衰退し、石灰質の土壌が生育に適していたこんにゃく芋栽培は、品種改良によって平場農村において生産されるようになる。と競争力のない山村のこんにゃく芋栽培は衰退した。とりわけ、一九六五年頃のこんにゃく芋の価格暴落は、農家を直撃し、多くの農家は安定的に現金収入の得られる土木建設業や会社員へ転身していくケースが増加した。

このような経済環境の激変は、家族生活のあり方にも変化を与え、家計の弱体化は若年層の転出を余儀なくした。この時、群馬県の山村では挙家離村はあまり発生せず、若年層の親たちの多くは山村に残って、土木建設業やゴルフ場への勤務など、農業、林業以外に所得手段を見出し、農業は自給的性格を強めるようになった⁵⁾。この頃、木材価格は都市化の進展による木材需要の増大によって高値を付けており、山林所有者は立木の売り払いによって家計を支えることができた。

第二段階は、第一段階の時期に転出しないで山村に住み続けてきた人達が、一九九〇年代に入って、一斉に高齢化を迎え、今日に至っていることに求められる。高度経済成長期に発現した過疎問題に対応すべく、山村振興法、過疎法等の法律によって山村振興のための政策が展開された。一九七〇年以降の過疎対策には七六兆円が投入されたが、山村の持続性を再生することは容易では

なかった。一九七〇年には減反政策が始まり、稲作山村では打撃を受けるが、今日の山村の状況が形成された最大の要因は、外材の台頭による一九八〇年をピークとした国産材価格の低下及び一九八五年のプラザ合意以降の急速な円高によって木材輸入が促進されたことによるさらなる国産材価格の下落にある。

結果的には、外材輸入を促進することになった一九六一年の「木材価格緊急安定対策」は、第二次世界大戦における乱伐と戦後復興期、高度経済成長期における木材需要の増大に起因した国産材価格の高騰が背景にあった。政府では、木材価格の高騰が諸物価を引き上げる要因ともなっていたことから、安価な外国産木材の輸入を自由化し、国内に流通する木材の価格安定をめざした。その結果、東南アジアから安価な木材が大量に輸入されるようになった⁵⁾。対策の本来の目的は、木材価格の安定化にあったが、輸入自由化以降、安価な外材が日本の木材市場を席巻し、国産材価格は一九八〇年をピークに下落し続けた。そのため、山村に固有の産業である林業も、山村の経済的基盤とはならなくなった。

こうして、多くの山村は伝統的な経済的基盤を相次いで失い、多くの若年層人口は山村居住の動機を見出せず転出し、地域人口の高齢化が一斉に始まったのである。多くの観光入り込み客を集客可能な有力な観光資源を持

たない山村では、八方ふさがりの状態となって、今日の状況を迎えている。

2、近年の日本の森林・林業を取り巻く状況

日本の木材自給率は、一九六八年までは高い自給率を維持し、同年の木材自給率は五三・三%と木材市場の約半分は国産材が占めていたが、翌一九六九年に五〇%を割り込み、以降、一九八〇年代後半に一時自給率が持ち直す時期があったものの減少の一途をたどった。加えて、一九八五年のプラザ合意を契機とした円高の進行が外材輸入を促進し、一九九二年には木材自給率は二五%となり、二〇〇一年には一八・四%にまで低下した。

近年は、ユーロ高、中国における木材需要の急増によって、北米や北欧からの輸入材の値上がりやロシア材の輸入量が減少し、国産材需要が少しずつではあるが増加している。これに伴い木材自給率は二〇〇五年には二〇%、二〇〇六年は二〇・三%、二〇〇七年は二二・六%とわずかではあるが回復している。これは素材を海外に求めていた日本の製材メーカーが、外材の素材価格の上昇に伴って、国産材への切り替えを始めたためである。このことが、局地的には木材価格を上昇させているが、日本林業の再生には、ほど遠い状況にある。

その一方で、二〇〇八年から「地球温暖化防止森林吸

収源十カ年対策」が推進され、二〇一二年の第一約束期間の終了までに、健全な森林の整備、保安林等の適切な管理・保全、国民参加の森林づくり、木材・木質バイオマス利用の推進などを進め、森林による温室効果ガスの削減を達成しようとしている。そのために、現状程度の森林整備に加えて、二〇万ha程度の間伐が必要とされ、現在、各都道府県別に割り振られた間伐量を森林組合が中心となって進めている。

農林水産省では、森林整備によって一般的な土木工事の約三倍から五倍に相当する地域雇用が発生するなど、経済活性化、雇用対策面の効果、公益的機能の発揮の効果などがあるとしている⁶。しかしながら、林業の再生が視野に入っているわけではなく、温室効果ガスの発生源である自動車の抑制や企業への規制が実行できないために、削減先を森林に振り向け、国際的な面目を保とうとしているように思える。これに関連して、間伐を担当する森林組合は一時的に収入が増えるが、期限付きであるため、職員の増員を躊躇しているケースもある。加えて、現国会において、景気対策として大幅な住宅ローン減税が実施されようとしているが、積極的に住宅に国産材利用を促すような政策もない。

要するに単に間伐を進めているだけである。そればかりか、間伐材は全てを搬出すると採算が採れないため、

森の中に放置する「切り捨て間伐」を当然とさせている。間伐材が無造作に横たえられている森林は、さらに荒廃が進んだようにも見える。地球環境問題がクローズアップされ、温暖化に対する森林の果たす役割が明確になってきているにもかかわらず、林業を産業として再生するための動きは、ほとんどないといってよい。

3、現代山村の振興への政策的視点

過疎問題が顕在化した一九六〇年代後半からは、都市との所得格差を埋めるために企業誘致が盛んに行われ、過疎債による公共事業の展開も相まって、農林業以外に現金収入の道が用意された。また積雪地域では農閑期の就業の場として公営スキー場が開設され、そして、一九八七年のリゾート法制定によって多くの山村では観光による地域振興に取り組んだ。しかしながら、一九八五年のプラザ合意以降、円高が急速に進み、誘致された企業は海外に製造拠点を移転させ、バブル崩壊後はスキー人口も減少し、観光もニーズの変化に伴い、温泉やスキー場などの地域資源を持たない山村での地域振興への効果にも限界が見え始めた。

このような状況にある山村の振興は容易ではない。そんな中、国の過疎対策は「集落支援員」を配置して、「集落を見守る」方向へとシフトした。集落支援員は、集落

の巡回と状況把握、集落の点検、そして住民との話し合いコーディネーターなどの役割を担うとする。これらによって、山間集落の活性化を図ろうというのである。高齢者が増え続けている現状では、いわば地域を見守ることも必要であるとは考えるが、問題は、その先にはどのような山村の姿が見えているのかである。

群馬県における筆者らの山村集落調査⁷によれば、若年層の欠落した高齢化の進んだ山間集落において、「むらおこし」へのエネルギーを持ち合わせている集落はほとんどないといつてよく、お祭りや道普請などの集落行事も簡素化や中止が相次いでいる。過疎対策が人的支援に向いたのは、このような山村の現状をふまえてのことであらうと思われるが、集落支援員による地域活性化は、地域の持続性を形成するのであろうか。新たに取り組まれようとしている過疎対策が描く、山村像を知りたいところである。

ところで、七六兆円が投入されても改善できなかったこれまでの過疎地域対策はどのように評価されているのであろうか。これまでの過疎対策、山村対策は、時代に即応した形で展開されてきたものであると考えたいが、概して、地域の持続性が形成されることはなかった。たしかに一九八五年のブラザ合意のように、新過疎法の立案時には予想できなかった急速な経済のグローバル化や



手入れを放棄した人工林（群馬県旧鬼石町） 筆者撮影

円高などの経済現象もある。とはいえ、現在の山村経済を立て直そうとする姿勢が、WTOの協定とも関連して国や都道府県の農政や林政には見えてこない。産業論的な政策的アプローチを欠いた過疎対策は、最終的によどのような結果を導き出そうとしているのであろうか。

群馬県上野村では、一九九一年に「後継者定住促進条例」を決議して、Uターン者を政策的に誘導してきた。

条例では上野村に居住する意志を有するものの、安定した収入が得られない人に生活補助金を支給することや、永住、あるいは十年以上住む意志のある人の住宅新築の際に補助金を支給することなどが盛り込まれた。その後、上野村では単身者でも入居可能な村営住宅を中心集落だけでなく、村内の各集落に建設し、Uターン者、Uターン者の定住に力を注いできた。同時に、雇用の場の創出のために、一九六〇年代から取り組んできた特産品開発、観光振興を主軸とした山村振興政策に加え、木工家具づくりを地場産業として育成し、山村留学制度の導入、公営の観光施設、宿泊施設の充実を図ってきた。それに対応して、観光客も増え続けている。

その結果、今日では人口（二〇〇八年一二月末現在、一四一五人、六〇二世帯）のおよそ一割をUターン者が占めるようになった。上野村では後継者の定住促進と並行して、雇用の場の創出を図るための産業振興を進めて

きた。上野村の長年にわたる取り組み成果が、今日やっとなれ始め、獅子舞などの伝統行事をUターン者が引き継ぐ集落も出始めた。上野村の取り組みからも、山村振興には産業振興が重要であることを実感する。

4、地域林業振興の必要性と可能性

日本林業は、戦後の高度経済成長期に都市の巨大化に伴う木材需要の急増によって、大きな収益を得た時代があった。しかしその後の林業不況によって、今日では立木を売り払っても収益が出ず、再造林が不可能であるため、皆伐風景はほとんど見ることができなくなった。

今、日本の山林では、戦後、造林された林分が成長し、人工林の森林蓄積量は増加の一途を辿っている。しかしながら、木材価格の低迷は必要な除伐、間伐、枝打ちなどの保育作業を停滞させている。木材価格の低迷は、このような投資を躊躇させ、結果として、経済的価値が見出せない荒廃した人工林が目立つようになってきた。このような人工林の形成は、しばしば災害を引き起こす原因ともなっている。

筆者が長年、研究フィールドとしている群馬県南西部の山村は、養蚕、傾斜地を利用したこんにゃく芋栽培に代表される畑作、そして林業に依存してきた典型的な外帯型山村である。この地域の山村は、前述したように地

域農業、林業が相次いで淘汰され、持続的に多くの観光入り込み客を誘発できるような地域資源を持たないため、高齢化率の高率化が進み、荒廃した人工林も目立っている。筆者の課題は、このような山村をいかにして振興し、持続性を見出すのにかにあった。

筆者はこの課題を考えるにあたって、山村経済の成り立ちを振り返ってみた。山村のみならず、地域経済の発展は、地域の特性の上に成立した地場産業の発達によりなされてきたという基本的な地域発展の原理を再認識する必要性を改めて認識した。伝統的な地場産業は、経済の変革によって発展することもあれば、停滞、衰退することがある。山村の地場産業は停滞、衰退の状況にあり、山村の持続性を形成するためには、循環型産業である林業の再生が不可欠であると考えられた。それは、林業が山村に固有な産業であるからでもあった。

多くの山村では、木材価格の低迷を要因として、林業振興に積極的には取り組まず、企業誘致、観光などを農林業の代替産業として地域産業の主軸に据えてきた。そのような地域振興の方法は、円為替レートの固定相場時代や円安時代、リゾート開発ブームやバブル経済下では有効であったが、円高が進み、リゾートブームが去り、経済が低迷すると、これらは途端に主軸とはなり得ないということを我々は知った。

林業低迷の要因は、外材が日本の木材市場を席巻していく過程において、木材流通や販売方法を山村側の視点から考えてこなかったことにもある。市場メカニズムによって、木材価格が高値を維持し続けるわけがなく、価格変動に柔軟に対応すべきであったと考えられる。山田茂樹によれば、一九八〇年以降、素材価格が下落する中で、最も大きく圧縮されたのは立木価格、すなわち森林所有者の手取りの部分であった¹⁰。

一九八〇年以降、木材価格が下落しても、住宅着工件数は増加し、木材需要は伸び続け、住宅を供給する企業や工務店は成長してきた。ここで重要なのは、日本林業の不振の要因は、国内の木材需要が減少したためではないという点である。このように考えると、多くの森林組合をはじめ、林業関係者が木材価格の下落を傍観者の的に眺めて、地域材の価値を高める努力を重ねてこなかったことも大きいと言わざるを得ない。

多くの山村では、地域材の価値を高めることができないため、林業が労働力の場としても機能しなくなり、本来は山林所有者の社会的経済的地位の向上のために機能するはずの森林組合も、治山治水事業などの公共事業への依存度を高めた。林業労働者の雇用条件の改善、近代化のために、一九九六年に制定された林業労働力確保法も、地域林業が振興され、森林組合等の収益が増加しな

い限りにおいて林業労働者の雇用改善を実現することは容易ではなかった。林業の現場では、法律による義務づけと現実の板挟みとなって困惑していた。ただその際、どれだけの森林組合が雇用条件の改善のために、自ら市場開拓に乗り出したのであろうか。

木材価格が低迷しても、素材生産から住宅販売までを視野に入れて組織化を図ってきた静岡県の龍山村森林組合や岩手県の住田町の住田住宅産業などの先駆的な取り組み、東濃ヒノキのブランド化に成功した岐阜県東濃・中濃地方や葉枯し材生産に取り組んでいる宮崎県諸塚村などにおける官民挙げての産直住宅への取り組みなどは特筆される。これらは木材価格が下落するがゆえに、国産材を使用した住宅へのニーズを掘り起こし、地域材を売り込んできた。

かつての木材価格の高騰時の価格に戻ることは、よほどの木材をめぐる環境が激変しない限りあり得ない。現在の林業を取り巻く環境下において、自ら活路を見出す努力も必要である。とはいえ、森林組合や山林所有者だけに林業振興を委ねても自ずと限界があり、それをサポートする政策が地域に求められた。

5、群馬県における林業振興への取り組み

筆者は、一九九七年に策定した群馬県西毛流域林業活

性化計画において、産直住宅の推進とそれを支える群馬県独自の地域政策の立案を強く主張し、それに呼応して、群馬県では一九九八年から県産材を多用した住宅への住宅ローンの利子補給制度を充実させ、県産材の認証システムを同時に確立した。加えて筆者は、高崎市を中心とした西毛流域の素材生産者、製材所、工務店、設計事務所による地域材を多用した住宅販売のための協同組合の設立に関わり、自ら協同組合へ自宅の建築を注文した。

群馬県におけるこのような取り組みによって、県民は地域材を多用した県産材住宅に関心を持ち、二〇〇三年度までの七年間では約八〇〇戸の県産材住宅が建築された。このことにより、県産材住宅の建築を専門とした工務店や県産材を専門に挽く製材所も現れるなど、新たな現象もみられるようになった。

しかしながら、山村振興のために県産材住宅を普及させるという取り組みの基本理念を川上から川下に至る関係業界が共有することをはじめ、消費者に理解され得る県産材住宅の概念の明確化、二〇〇〇年に制定された住宅品質確保促進法下における監理システムの構築など課題は多く、さらに県産材住宅の普及に対応して山村にどのような波及効果をもたらしたのかも検証することが必要となっている¹⁾。

前述したように、素材価格が下落する中で、最も大きく圧縮されたのは立木価格であった。わかりやすくいうならば、現時点において一軒の家を建築した場合に、欠損が出る可能性、あるいは利益率が最も低いのは山林所有者だけであり、製材、建築、設計の各部門は欠損が出ないばかりか、十分な収益が得られているはずである。

したがって、県産材住宅による山村振興を議論する場合には、木材価格を市場価格で考えるのではなく、山林所有者が再造林可能で、かつ持続的な林業経営が可能ない収益を得られるような木材価格の実現が課題となる。

山林所有者が再造林を實行し、林家として持続して行くには、住宅に用いられる柱材や板材の素材価格は、市場価格ではなく、造林、保育のために投下された資本量を考慮した価格設定が理想である。それに対しては、市場メカニズムを無視することになるとの批判が当然なされるが、山林所有者が「撫育」してきた木材の価値を正當に評価する仕組みがあってもよい。住宅供給段階においては、安い素材を使用して利益を上げるよりも、木材の価値を評価して価格を設定し、その価格を消費者に論理的に説明し、理解を求める努力が必要なのではないのか。筆者は、群馬県における県産材住宅の普及過程において、この議論を欠落させていた。

この点で遠藤日雄らが、スギの市場開拓¹²をはじめ、

立木価格の高価格化の可能性などを様々なケーススタディから探究していることは注目される¹³。また山林所有者においては、木材加工業者への丸太直販方式によって収益の向上をめざすケースや、木材生産地と離れた消費地をつなぐネットワークを形成するなど、様々な創意工夫が見られるようになってきた。

とはいえ、産業としての林業再生は、山国・日本の重要な課題であるはずである。にもかかわらず、政府や関係省庁は、地球温暖化防止森林吸収源対策には取り組みでも、日本林業の再生に向けての取り組みは皆無といってよく、持続的な山村再生に取り組む様子もない。そうになると、都道府県における林業行政の展開が重要となってくる。群馬県の取り組みは、その点で評価してよい。財源難の中における産業振興は容易ではないが、これまでの取り組みを土台として、地方分権の時代にふさわしい政策立案と実行が求められる。

6、おわりに

筆者は、これからの山村振興は、産業の持続性の観点から、山村に固有の農業、林業の振興を主軸として、工業、建設業、観光などが複合化した地域経済の構造を作り上げることが重要だと考えている。観光振興に力を入れる山村が多いが、農業、林業の衰退した山村地域の観



人工林（下仁田町にて） 筆者撮影

光はあり得るのだろうか。山村の側も、多くの補助金を獲得していく中で、主体性を失い、時々の持続性を欠いた国の政策に翻弄されてきた一面もある。それゆえに山村が主体性を取り戻せるのは、山村に固有の産業である林業と林業を支える山間地域農業を主軸とした産業の再生に取り組めた時であると考えている。

小規模ゆえに淘汰されてきた山間地域農業ではあるが、近年、安全・安心を求める消費者ニーズに支えられた有機農業の展開がみられるようになってきた。農薬の飛散・混入など、厳しい条件をクリアしなければならぬ有機農業は、山間地域農業の再生を可能としているようにも捉えられる¹⁴。そして、消費者は安全・安心を求める中、大量生産、大量流通型農作物と、少量多品目生産、直販型農作物をニーズに応じて選択するようにもなってきた。このことは、消費者との信頼関係を形成すれば、小規模でも安定的な農業経営が可能であることを示唆している。

日本の森林や山村をめぐるっては、水源税や森林交付税が議論となった時期もあったが、山村側の努力無くして、多くの国民に山村や森林の公益的機能への理解が深まるであろうか。筆者は、山村問題を国民経済の中に定置させるためには、山村側の努力が不可欠であることを主張してきた¹⁵。国民的理解を得るだけに留まらず、集

落支援員の配置による新過疎対策が効果的なものとなるためにも、山村、地方行政、森林組合、農協などの内発的な取り組みが不可欠であることを強調しておきたい。

〔注〕

- (1) 大野晃(二〇〇五)『山村環境社会学序説』農文協。
- (2) 藤田佳久(一九八六)『新過疎時代』と社会的空白地域』、一九八六年度国民の経済白書、日本評論社。
- (3) 藤田佳久(一九九八)『日本の山村の変容と地域整備論』、地人書房。
- (4) 中央構造線とは、日本列島の形成過程において誕生した断層線のこと。長野県諏訪湖から南下して愛知県豊橋市、三重県松阪市、奈良県五條市、和歌山市、四国北部を通過して、佐田岬半島から九州に至る。中央構造線の南側を外帯とよび、河川は深いV字谷を刻み、平坦地がほとんどない。外帯に位置する山村を外帯型山村という。
- (5) 西野寿章(二〇〇八)『日本の高度経済成長と木材輸入の本格化』、西尾隆編『分権・共生社会の森林ガバナンス』所収、風行社。
- (6) 農林水産省(二〇〇四)『地球温暖化対策における森林吸収源対策』。
- (7) 高崎経済大学地域政策学部西野ゼミナール(二〇〇九)『群馬県における山間集落の現状に関する基礎調査』(平成二〇年

度群馬県調査委託事業)。

- (8) 高崎経済大学地域政策学部西野ゼミナール(二〇〇八)『首都圏外縁山村の現状と地域振興—群馬県神流川流域山村を事例として—』。

- (9) たとえば、藤田佳久(二〇〇三)『二〇〇一年一月二七日、赤石山地南西部で発生した森林雪害とその条件—林野災害と林野荒廃—』、愛知大学総合郷土研究所紀要48。

- (10) 山田茂樹(二〇〇六)『森林所有権移転の実態—高知県—』、森林総合研究所編『森林・林業・木材産業の将来予測』所収、日本林業調査会。

- (11) 西野寿章(一九九八)『山村地域開発論』大明堂。

- (12) 遠藤日雄編著(二〇〇〇)『スギの新戦略Ⅰ・Ⅱ』日本林業調査会。

- (13) 遠藤日雄+林業普及指導員編著(二〇〇七)『山を豊かにする木材の売り方』全国林業改良普及協会。

- (14) 西野寿章(二〇〇八)『現代山村地域振興論』原書房。

- (15) 前掲(11)参照。

「過疎高齢化」による集落機能脆弱化の実態

山口県中山間地域における現地調査から

(独)農研機構 農村工学研究所 坂本 誠

1、「限界集落」という流行

近年、中山間地域における「過疎高齢化」が、国土政策上の主要課題として急速にクローズアップされつつある。「過疎高齢化」が地域社会に与える影響は生活交通や医療福祉など多岐にわたるが、その一つとして社会的問題として語られ始めているのが、農山村コミュニティの基軸を担う「集落」と呼ばれる地縁型コミュニティの維持に關わる問題である。

七〇年代に「過疎」が議論されていた頃は、人口はまだ社会減の段階であり、若年層の流出こそ多けれど、壮年層は各集落内に残っており、集落維持対策が社会的問題として語られることは多くなかった。しかし九〇年代以降の「過疎」は、人口が自然減に突入したこと、さらに壮年層の人口減少（既存壮年層の高齢化が原因）が顕

著である点において異質であり、ついには集落の持続可能性が取り沙汰される状況に至っている。二〇〇六年以降急速にマスメディア報道に躍るようになった「限界集落」という用語は、その象徴とも言える。

「限界集落」という用語は、一九九一年に当時高知大学教授の大野^①により提起されたものである。大野は、高知県中山間地域の集落を調査した結果、「過疎高齢化」に伴い、特に高齢化率が五〇%を超えた集落において「社会的共同性を基礎とした集落の自治機能が低下、構成員の相互交流が乏しくなる」実態を確認、こうした実態に至った集落を「限界集落」と呼称した。大野による提起以降、「限界集落」という用語がしばらくメディアに取り上げられることはなかった^②が、二〇〇六年以降、国土交通省によるアンケート調査結果の公表^③等もあいまって、「限界集落」が中山間地域の「過疎高齢化」問題、集

表1 「限界集落」という言葉を使った記事数の変化

	読売 新聞	朝日 新聞	日経 新聞	毎日 新聞	産経 新聞	合計
1981年						0
1982年						0
1983年						0
1984年			1			1
1985年						0
1986年		8				8
1987年		1		1		2
1988年						0
1989年						0
2000年	2	2				4
2001年		1				1
2002年		2				2
2003年	1					1
2004年						0
2005年	1			1		2
2006年	8	15		10		33
2007年	85	82	19	76	12	274

出所：新聞記事データベース「日経テレコン21」より「限界集落」という単語が使用された記事数を年度別に検索した

落問題を象徴するキーワードとして、盛んに取り上げられるようになった。

しかし、「限界集落」というキーワードの分布は、世間の中山間地域問題への関心を高める一方で、「限界集落」という言葉から想起されるイメージが一人歩きしているらしいがある。

ここ最近、地域住民から、時に伏し目がちに、時に苦笑とともに、「うちの集落は『限界集落』で……」と切り出されることが多くなった。自治体職員から「わが市(町・村)には『限界集落』が○個ある」という発言をよく耳にするようになった。ここで言う「限界集落」は、集落構成員の過半数が高齢者となった集落を指すようである。たしかに大野は、高齢化率五〇%以上の集落を「限界集落」と定義した。しかし、これは調査当時の高知県中山間地域における現状から帰納的に導出した基準であり、これをそのまま現在において一般的な基準として語ることは躊躇されるべきである。そもそも大野による問題提起は、「過疎高齢化」による集落の自治機能低下の実態を世に訴えることが目的であって、高齢化率五〇%という基準を持ち出して集落を色分けすることが目的ではなかったはずである。

「限界集落」論の一人歩きを避けるためにも、研究者や行政関係者は、いまいちど「過疎高齢化」の「集落」

に及ぼす影響をつぶさに捉えるよう努める必要がある。たとえば一口に集落機能の脆弱化といっても、集落内人的資源の絶対的不足やネットワーク欠落など、その内実は一様ではない。発現方法についても、既存の統計で外形的に把握できるもの⁽⁴⁾もあれば、既存の統計には表れないものもある。集落機能の脆弱化の内実については、現地ヒアリングを含めた詳細な調査を行うなど、より実態に踏み込んだ把握が求められる。

そこで本稿では、全国でも有数の「過疎高齢化」地域である山口県中山間地域の一地区を調査対象として取り上げ、地区内集落の活動実態を現地ヒアリングにより詳細に調査し、その調査結果をもとに、「過疎高齢化」に伴う集落機能脆弱化の内実を考察したい。

2、山口県周南市大潮地区における集落機能脆弱化の実態把握

(1) 調査対象地区の概要

調査対象として取り上げた山口県周南市大潮地区は、二〇〇三年に二市二町の合併により誕生した周南市の最北端に位置し、旧鹿野町（以下では、合併前の旧鹿野町のことを「町」と表記する）の北部を占める。大潮地区全体で一つの大字を構成し、昭和の大合併までの旧大潮村の範囲とほぼ等しい。集落は九つに分かれており、

うち旧徳山市中心部から阿東町に至る国道沿いに六集落、県道・市道を分け入ったところに三集落が立地している。標高四五〇メートル前後の比較的高地に位置し、冬場は積雪もある大潮地区だが、大潮地区から町中心部まで自動車で約一〇分、瀬戸内海沿いの都市地域（旧徳山市・旧新南陽市中心部）まで自動車で四〇分ほどと比較的短時間で結ばれている。

総戸数は一一一戸、農家戸数は七四戸だが、一戸あたりの水田面積は五〇～八〇a（二〇〇〇年農業センサス）と小さく、現在では、年金収入に頼るか、道路改良によって通勤圏内となった瀬戸内沿岸の工業地域に兼業に出る者が多い。

兼業化は一九六〇年頃から急速に進行した。三八豪雪（一九六三年）による積雪被害、当地区の基幹産業の一つであった木炭産業の斜陽化に加え、瀬戸内沿岸の工場がバスによる送迎サービスを提供したことが兼業化に拍車をかけたという。さらに、生活利便性の高い旧鹿野町中心部、瀬戸内沿岸の都市地域への人口流出が、とりわけ若壮年層を中心に起こり、急激な人口減・高齢化が進んだ。

世帯数は一九六五年当時と比較して三分の二以下に減少し、独居世帯が全体の三割を占めるなど、一戸あたり世帯員数の減少も著しい。農家人口は五八〇人（一九七

〇年）から二二九人（二二〇〇年）へと六割減少しており、高齢化率も二〇〇〇年時点で四〇％を超える水準にまで達している。人口および世帯数の減少は山際の集落ほど顕著であり、集落によっては、高齢化率が五〇％を超えるところも現れている。

(2) 大潮地区における集落活動の状況

大潮地区の各集落の活動実態を把握するため、各集落の地域精通者に、集落活動の状況、歴史的経緯、他集落との関連等、詳細な聞き取り調査を行った。さらに、大潮地区全住民を対象にした住民アンケート^⑥を行い、住民の生活実態から集落活動、地域活動への参加状況、集落や地域に対する意識を調査した。

八集落の聞き取り調査結果についてまとめたのが表2である。以下、当表を参照しつつ、住民アンケートの結果を引きながら、集落活動の実態を見ていく。

集落の組織としての活動は弱体化している。ヒアリング結果によれば、定期的な寄合は八集落中六集落で開催されていない。残る二集落も年一、二回と、実質的な話し合いをもつには不十分な頻度である。かつては新年会等を開催するなどしていた集落も、ここ数年で開催をとりやめ、集落単位の行事はほとんど開催されていない。選挙で役員を選出するのは片山集落のみで、残る八

集落は輪番制である。年会費を徴収している集落は皆無である。共有財産について見ると、かつて集落ごとであった共有林は、個人に分配するか、町に返却するなどして、二、三の集落でわずかな面積を保有するのみになっている。集会施設が存在するものもわずか二集落であり、集落として維持管理するものはきわめて少ない。このように、大潮地区内の集落活動は、集落構成員減少に伴い、衰退の一端をたどっている。

一方、圃場整備や中山間地域直接支払制度の集落協定締結に向けた協議など、必要があれば住民が集まる土壌はあり、決して集落が完全に形骸化しているわけではない。集落単位の会計こそないものの、集落の共同アンテナや防犯灯、共有林の管理については各々別個に会計が用意される例も見られる。ただし、こうした機能別の活動については、組織的活動というよりは、地域の世話役が会費の徴収、施設維持管理等について個人的に尽力しているケースが多いなど、むしろ属人的活動と言える部分が少ない^⑦。また、各集落を二〜四つに区分する班組織が存在し、町広報の配布単位等の機能を担っているほか、冠婚葬祭における共助単位として機能している集落もある^⑧。

大潮地区の集落ごとに建立されている神社は、比較的良好に管理されている。アンケートによれば、神社の清掃

表 2 大潮地区の集落構成および集落活動の状況

自治体単位 調査集落名	1965年						1995年		
	人口	農家数	耕作面積	現戸数	1965年 人口	1995年 人口	1965年 農家数	1995年 農家数	1995年 現戸数
鹿野町	2,100	1,200	2,500	1,100	1,800	1,500	1,000	800	
宇野町	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(1)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(2)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(3)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(4)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(5)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(6)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(7)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(8)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(9)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(10)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(11)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(12)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(13)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(14)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(15)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(16)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(17)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(18)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(19)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(20)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(21)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(22)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(23)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(24)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(25)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(26)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(27)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(28)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(29)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(30)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(31)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(32)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(33)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(34)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(35)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(36)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(37)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(38)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(39)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(40)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(41)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(42)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(43)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(44)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(45)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(46)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(47)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(48)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(49)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(50)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(51)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(52)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(53)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(54)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(55)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(56)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(57)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(58)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(59)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(60)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(61)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(62)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(63)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(64)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(65)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(66)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(67)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(68)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(69)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(70)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(71)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(72)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(73)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(74)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(75)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(76)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(77)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(78)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(79)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(80)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(81)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(82)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(83)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(84)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(85)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(86)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(87)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(88)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(89)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(90)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(91)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(92)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(93)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(94)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(95)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(96)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(97)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(98)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(99)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	
宇野町(100)	1,500	800	1,800	700	1,200	900	600	500	

注1) 人口、現在の農家数、平均耕作面積は農業センサス(2000年)、現戸数については市資料、1965年当時の戸数については「鹿野町史」、その他は聞き取り調査および住民悉皆アンケート調査の回答結果から作成した。

注2) 芋掘・開作・倉谷の3集落は、農業センサス上は1つにまとめられ、倉谷集落として扱われている。

注3) 井手管理は共同部分の用排水路管理を含む。

注4) 聞き取り調査時点で圃場整備が予定されていた集落については、現在では既に完工している。

活動には約四分の三の住民が参加していることがわかった。しかし、ヒアリングによれば、神社についての集落の関わりは年々薄れる一方だという。一〇年以上遡れば神社にまつわる行事が集落ごとに住民総出で執り行われていたが、時を経るにつれて住民総出での行事は行われなくなり、現在ではほとんどの集落で家ごとの神事、いわゆる当屋制（毎年一軒一軒持ち回りで家ごとに神事を執り行う）になっている。家ごとの神事であるから、担当世帯（当屋）以外からの参加はなく、金銭や物品等のやりとりもない。表2を見ても、「祭り・運動会」に関して話し合いを開催している集落は片山集落のみであり、基本的に神事はルーティンワークとして行われていると見られる。とはいえ、集落の他の活動と比べれば、神事に関する活動は比較的維持されているといえ、大潮地区における集落の地縁集団としての存立は神事の継承によって確保されていると言えよう。

集落は行政区の単位でもある。町広報の配布を集落および班が担当しているほか、農道の維持管理については年一回、町が主催する一斉清掃として行われている。また、後述するように農用水路の管理、場合によっては入会地所有が井手単位で行われているにもかかわらず、集落が圃場整備の単位になっていることも特徴的である。圃場整備が集落単位で行われていることから、中山

間地域直接支払いにおける集落協定も、自然と当該単位で締結される運びになったようである。

農用水路の維持管理は、農用水路ごとに編成された組織（井手組織と呼ばれる）が担っている。一集落につき三〜七の井手組織が存在しており、アンケート調査によれば、住民の七割以上が井手作業への参加経験をもっている。

以上のように、大潮地区における集落の地縁集団としての存立は神事の継承によってかろうじて維持されており、それを行政側が行政区として活用しているのが実態である。生活保全上必要な機能については、機能ごとに独立した形（例えば共同アンテナや防犯灯）、地縁集団の最小単位である班（例えば冠婚葬祭）で果たされている。水路の管理については、農地掛かりの機能集団である井手組織によって担われている。

(3) 大潮地区における集落機能脆弱化の内実

では、大潮地区における集落機能脆弱化の内実とはなにか。以上で把握した集落活動の実態をもとに考察してみたい。

大潮地区の各集落の現状を見てまず指摘されるのが、年会費を徴収する集落が皆無であり、定期的な寄合がほとんど開催されていないことである。唯一、神社の清掃

活動だけが集落としての共同活動として残存している程度であり、神事そのものについては世帯ごとの持ち回り制をとっており、集落をあげての活動としては行っていない。こうした「集うことのない集落」といった様相からは、集落活動の希薄化が指摘される。

一方で、用水路の維持管理、共同アンテナや防犯灯の管理などは、目的別の機能集団によって、そしてその多くは属人的に維持されている。また、圃場整備や中山間地域直接支払制度における協定締結に際しての協議など、必要があれば随時集まる体制は維持されている。

このように、集落としての組織的活動は希薄化しており、外形的には「限界集落」の様相を呈している大潮地区の各集落だが、少人数がゆえの深い属人的結合により、集落に要請される各機能が保持されていると言える。

ただし、こうした大潮地区の各集落を見るときに、以下の二つの問題を指摘しておかねばならない。

一つは、属人的な集落運営の世代継承性である。大潮地区における深い属人的結合に依存した集落運営は、急激な兼業化と人口減・高齢化が進行するなかで、兼業化による同質性低下と人口減・高齢化による集落構成員減少への対応策としてとられたものであろう。そして、少なくとも現時点では、きわめて現状適応的に、省力的な運営が行われていると言える。しかし、深い人間関係に依

った省力的な地域運営は、慣習的な利害調整や合意形成など、いわば「むらの論理」を世代間で継承するにあたっては諸刃の剣と化す。深い人間関係に根差した慣習は容易に継承しうるものではないし、一度継承が途絶えたと、再構成はきわめて難しい。こうした集落組織の世代間継承機能の重要性を鑑みるに、世代継承の拠り所である「集う場（としての集落）」をもたない大潮地区の各集落は、きわめて不安定な状況にあると言わざるをえない。

もう一つは、新たな環境変化に対応して、派生集団を作り出し再編する能力が、各集落に残されていないことである。渡辺⁹⁹は「部落は自己の存続のために実に多種多様の部落とは別の集団（目的・派生集団）を生んできた。いわゆる生産組合、各種の講・組などがその代表的なものである。そしてこれら機能集団は必要に応じてつくられ、不必要になればそれを捨て去るといふ具合に、部落の歴史の中で生起してきている」として、これを集落の「母体的機能」と表している¹⁰⁰。大潮地区における、防犯灯・共同アンテナの各会計・井手等の諸組織も、もとをたどれば、多くは集落から派生してできたものである¹⁰¹。当時は、大潮地区の各集落においても、集団産出機能がはたらいっていたといえる。しかし、ほとんどの集落で定期的寄合がなくなり、財政基盤も乏しくなっている現状からは、もはや、大潮地区の各集落に「母体的

機能」を見いだすことは難しい¹³⁾。

集落の「母体的機能」の喪失は、地域内組織どうしの連関、言い換えれば、地域内諸組織を結ぶ内的統合力の喪失をも意味している。たとえ現時点では滞りなく機能していたとしても、新たな課題が発生した場合に、問題の共有、問題への共同での対応など、集落としての組織的対応がでうるか懸念される。

以上のように、大潮地区の各集落には、世代間継承機能、母体的機能、そして内的統合力が不足（もしくは欠落）しており、短期的には、地域運営の維持存続は可能だが、長期的に見た場合、きわめて不安定な側面を持っていると言わざるをえない。大潮地区の地域運営の持続可能性をめぐって、世代間継承の母体として、機能集団を派生させる母体としての「むら共同体」をどのように再構築するかが課題として抽出される。

(4) 大潮地区における「むら共同体」再構築の可能性

大潮地区において、「むら共同体」再構築の手がかりとして指摘されるのは、まさに「大潮地区」という地域単位そのものである。

先述のように、大潮地区は昭和大合併前の旧村とほぼ一致し、一つの大字を構成している。それと同時に、大潮地区は旧小学校区の単位でもある。大潮小学校は生徒

数減少のため一九九七年に休校となったが、地区住民の当小学校に対する愛着は大きく、休校後の校舎は、地区住民の集会施設として利用されている。また、各集落にある神社の本社として大潮神社、多賀神社の二つがある。先述のように集落ごとにおかれている神社の祭りは、ほとんどの集落で当屋制に移行し、集落挙げての祭りという実態は喪失しているが、大潮・多賀両神社の祭りは盛大に行われ、開催時には境内に露店が立ち並び、多くの参拝客で賑わうという。

こうした歴史的背景に加え、現在、大潮地区を舞台に、新たな地域づくり活動の展開も見られる。それは、国道沿いにオープンした農産物の直売所「大潮田舎の店」、その運営母体として設立された「大潮地区活性化推進協会」による活動である。

大潮田舎の店は、約二〇年前、地域内の女性数名が集まって、畑でとれた野菜を持ち寄って、国道沿いでテントを立てて朝市を始めたのが初発である。ちょうど中国自動車道から萩・津和野に抜ける観光ルートということもあり、まずまずの売れ行きをみせ、徐々に店の規模を拡大させていった。やがてこの動きは行政（当時は鹿野町）の目にも止まるようになり、二〇〇一年度には町の山村振興事業によって、それまでのプレハブ小屋から加工施設を付帯した恒久的施設に建て替えられた。大潮田

舎の店の運営母体として、約六〇名の会員から構成される大潮地区活性化推進協議会⁴⁾が設立され、直売所の運営を行う朝市部、豆腐や餅などの加工を行う加工部の二つの部会が置かれた。翌年には交流部が新設され、休耕田を利用した蕎麦栽培および蕎麦打ち体験など、都市住民との年間を通じた交流を行っている。

このように、大潮地区においては、集落単位的地縁組織による活動が形骸化する一方で、大潮地区を単位とした地域づくり活動が活発化するなど、集落活動の衰退・機能・脆弱化と、大字・小学校区単位の地域づくり活動組織の活発さが併存する状況が確認される。集落のもつ内的統合力が脆弱化するなかで、大字・小学校区単位の地域づくり組織という、農山村コミュニティにおける新たな主体の出現は、従来、集落を中心として構成されてきた農山村コミュニティ再編成の可能性を示唆している。すなわち、地域内の母体的機能を再構築し、地域内諸組織を「結び」内的統合力を再生するにあたって、大字・小学校区単位の地域づくり組織がどのような役割を果たしているかが問われている。

3、「限界集落」論を超えて―研究者・行政関係者に求められるもの

以上のように、本稿では、山口県周南市大潮地区にお

ける集落活動の把握から、「過疎高齢化」に伴う集落機能脆弱化の実態を明らかにするとともに、そうした困難な状況を乗り越えようとする、地域内発的な新たな動きを紹介した。

以上の把握をふまえ、「過疎高齢化」による集落機能脆弱化への対応を検討するにあたって注意すべき点として、次の二点を指摘しておきたい。

第一には、大潮地区において観察された実態が、必ずしも全国一律に適用されるものではない点である。集落や地域の有り様は、自然環境、地理環境、歴史的背景、経済的背景など、多種多様である。たとえば、本事例では、「むら共同体」再構築の手がかりとして、大字・小学校区として歴史を積み重ねてきた大潮地区という地域単位の存在を指摘したが、この種の地域構造には地域差があり⁴⁾、大潮地区での指摘が、そのまま他地域に適用できるわけではない。だからこそ、いま、むら研究者や行政関係者の地域観察力が問われているといえる。

第二には、最終的に地域の将来を左右するのは、地域に住まう人々の意識、行動だということである。大潮地区では、集落ごとでは集落機能の脆弱化が観察される一方で、地区を単位とした集落横断型の地域づくり活動が展開されようとしている。そこには、地域住民の地区をなんとかせねばならないという地域住民の熱い思いが込

められている。数値的指標をもって「限界集落」「準限界集落」などと分類することはたやすい。しかし、そうした行為がどれだけ地域住民の意識や行動に影響を与え、地域の将来を左右するのか、地域のために本来なすべきことはなにか、思いを致す必要がある。

(1) 大野晃 「山村の高齢化と限界集落」『経済』一九九二年七月号、一九九一、五六頁

(2) 中山間地域の集落を「限界集落」問題として本格的に取り扱った初出は、朝日新聞の連載「消えゆく山村（限界集落―地域社会はいま）」（一九九六年）であり、広島県作木村（現・三次市）の過疎高齢化を取材したものが、以降一〇年間は、散発的に取り上げられこそすれ、注目が集まることは多くなかった。「限界集落」問題が再び脚光を浴びるのは、同じく朝日新聞が高知県大豊町を取材した連載「地方は―限界集落から」が契機である。

(3) 国土交通省が市町村を対象に行ったアンケート結果（国土交通省「過疎地域等における集落の状況に関するアンケート調査」（二〇〇六年調査））によれば、集落の将来予測について、市町村担当者が「一〇年以内に消滅」と予想した集落数は全国で四・三集落（調査対象集落の〇・七％）、「一〇年間は存続してもいずれ消滅」と予想した集落は、実に二・二九集落（同三・六％）にのぼる。そして、消滅を予想される集落の多くが中山間地域に立地している。

(4) 小田切・坂本（小田切徳美・坂本誠）「中山間地域集落の動態と現状―山口県における統計的接近」『農業問題研究』第一五五号、二〇〇四、一―二頁）は、中山間地域等直接支払制度における集落協定締結状況、農業センサス集落調査における集落の寄合開催回数、寄合における議題ごとの話し合い開催率を指標として、集落機能脆弱化の測定を試みているが、同時に、集落機能脆弱化を統計分析のみによって把握することの限界についても言及している。

(5) 農業集落センサス上は七集落で構成されているが、うち倉谷集落は、事実上三集落（倉谷・芋掘・開作）に分かれており、本稿では計九集落として取り扱うこととする。

(6) アンケートは二〇〇四年一月に実施した。大潮地区の一八歳以上人口二二七名（全人口は三三四名）に対して調査票を配布し、一八七名からの回答が得られた。回収率は約八二％である。

(7) 寄合回数について農林業センサス調査結果と異なるが、これは農林業センサスが農家のみの会合も含めて調査しているためと考えられる。議題内容の項目を見れば、ほとんどが「農家のみ参加」によるものとなっている。また小河内集落については、二〇〇三年の聞き取り調査の際、二、三年前まで、年一、二回集まっていた」という証言があり、二〇〇〇年時点では寄合が開催されていた可能性が高い。

(8) たとえば、倉谷・芋掘・開作の共同アンテナ組合については、形式上は、倉谷自治会長が組合長を兼任することになっているが、

実際には、組合発足以来会計を勤めているS氏が、会費の徴収から業者の手配まで一切を取り仕切っているという。

(9) 芋掘・桶山以外の集落でも、かつては班ごとに冠婚葬祭の共助を行っていたが、戸数減少への対応のため、現在では、集落を共助単位として再編されている。

(10) 渡辺兵力「農村の地域単位・村落」『農業総合研究』二四(一)、一九七〇、三七―六三頁

(11) この実態把握を目指した研究として、深澤真美「農村集落における集落内諸集団と集落活動の持続性に関する基礎的研究―滋賀県甲良町北落集落を事例として―」『農村計画論文集 第五集』二〇〇三、一三五―二四〇頁

(12) 井手組織については、集落から派生した組織ではない可能性が高い。池上甲一は、大潮地区でいう井手組織と集落のように、地域資源管理機能とむらがずれる実態を指摘(「地域資源管理に果たす農村組織の役割・限界・可能性」『農村環境整備における農村地域組織の役割と課題』農村環境整備センター農村地域組織研究会、一九九八、三六―五一頁)したうえで、地域資源管理としてではなく、「生活空間としてのむら」の可能性を示唆している。

(13) かつて堀越は、著書『むらは生きている』家の光協会、一九八〇、三八頁において、「むら共同体の直接管理から機能集団の管理への移行」という傾向が見られる。この傾向がどんどん進んでいくと、やがては地域社会を運営していくのは各種の機能集団で、区や組といった共同体組織は必要がなくなり消滅してしまうのではない

か」と述べているが、大潮地区の集落がおかれた現状は、まさにこの状態にあると言える。堀越はこれに続けて、「むら共同体(小地域集団)が機能集団をつくる母体として機能するのが、もっともよい形のように私は思う。つまり、どういう機能集団が必要なのかを考えて、それをつくる主体的な組織がむら共同体である、ということになる」として、機能集団を派生させる母体として、やはりむら共同体が必要だと述べている。

(14) 大潮地区活性化推進協議会は、本稿で紹介した地域づくり活動が評価され、二〇〇六年過疎地域自立活性化優良事例表彰にて全国過疎地域自立促進連盟会長賞を受賞した。

(15) たとえば、集落地理学の分野では、大字と集落が一致する地域構造、大字が複数の集落を包含する地域構造等のパターンがあることが知られている(浜谷正人「日本村落の社会地理」古今書院、一九八八年)

農山村地域再生への政策デザイン

明治大学農学部教授 小田切 徳美

1. はじめに

周知のように過疎地域や中山間地域では、人（過疎化・高齢化）、土地（農林地の荒廃）、ムラ（集落機能の脆弱化）の「三つの空洞化」が、段階的に進みつつある。そして、その一部では、地域社会そのものの再生産が危機に瀕している。

しかし、そうした状況にもかかわらず、近年では、この地域における空洞化に抗する動きが、従来以上に強まっているように感じられる。筆者らは、この数年間、過疎・中山間地域で生まれ始めている様々な動きを追跡し、その取り組みがいかなる内容により構成され、そしてどのような性格を持つのかという分析と議論を進めてきた¹⁾。

それによれば、新しい地域づくり（地域再生）は、大きくは二つの領域で進んでいる。

第一に、雇用機会や所得の減少に抗する新たな経済構

造の形成である。農林産物加工や農家レストラン等の六次産業化は、いまや一般的に見られるが、最近では交流産業（グリーンツーリズム）がそこに合流しつつある。また、森林や里山等の地域の資源保全を標榜し、消費者の共感を呼び込む地域資源保全型産業の動きも始まっている。

第二は、「ムラの空洞化」に抗する新しい地域コミュニティの再編・構築の動きである。地域自治組織の形成とその活発な活動は、特に過疎・中山間地域で見ることができる。それは市町村合併により、周辺地化しつつある中山間地域の危機対応であると同時に、自らの未来を自らの力で描き、実現するという「手づくり自治区」の構築という積極的な対応でもある。そのため、都市コミュニティ再生のモデルにもなっている事例もある。

本稿では、こうした動きの特質を明らかにするとともに、そこから導かれる過疎・中山間地域振興政策のあり方をデザインしてみたい。

尚、本稿では、過疎地域や中山間地域を含む、生産や生活上の条件が不利な要素を持つ地域全体を「農山村」として論じてみたい。本来は、それぞれが相互にはみ出す部分もあり、個別の議論も必要であるが、ここではその入り口として一括して論じてみたい。

2、地域再生の新たな取り組み

(1) 地域再生の取り組みの特徴

地域空洞化への反作用としての地域再生のひとつひとつの取り組みを丁寧に見ると、そこには、ほぼ共通に、次の三つの特徴を持つことがわかる。

第一に、これらに共通するのは、やはり地域からの「内発性」である。筆者らが訪ねた取り組み事例では、急激な過疎化、あるいは災害の中で、「負けてたまるか」と住民が立ち上がり、現在に至っているものが少なくない。過疎化・高齢化の中で、内発性を発揮する基盤が弱まっているのは確かである。しかし、そうであっても、やはり地域住民による内発性が、取り組みの基盤となるべきことは、いくつかの事例からも明らかである。

第二は、いずれの地域でも、その取り組みは「総合性」を有している。地域コミュニティにおける取り組みでは、活動領域が、産業・経済、環境、文化、教育、福祉等にも及ぶことが少なくない。このような総合性は、人々

の暮らしや行動が多面的であることに由来しており、その点では当然のことであろう。そして、この総合性の結果として、「多様性」が発現する。いうまでもなく、個々の取り組みは、その重点の置き方により、極めて多様である。

第三に、いずれの取り組みも、活動や運営に新しい仕組みを取り入れ、地域再生の「場」「主体」「条件」をそれぞれに革新していることが確認できる。この点は地域内人口に対する対応がもっともわかりやすい。人口が多かった時代の仕組みに寄りかかり、それが機能しないことを問題とすることは、過疎・中山間地域では繰り返されてきたことである。しかし、既に日本全体の人口が減少に転じている中で、ひとり中山間地域が人口増加を実現することは、いまや困難である。もちろん、現状以上の「人の空洞化」を阻止することは必要であるものの、それと同時に現状やそのトレンドの人口フレームを前提とした対応が重要となる。そこで求められるのは、人口が多かった時代に作られた過去の様々な社会的システムも含め、地域自らが再編し、「新しい仕組み」「新しい価値」を創造するような「革新性」である。宮口侗迪氏がつとに指摘しているように、「地域づくりとは、時代にふさわしい新しい価値を地域の中からつくり出し、それを育てることによって地域を方向づけること」²に他なら

ないのである。

以上のように、「内発性」「総合性・多様性」「革新性」が、農山村地域における地域づくりの特徴と考えられる。それは、地域づくりの基盤としての「内発性」、その中の「総合性・多様性」、そしてその仕組みとしての「革新性」と位置付けることができる。

また、それを歴史的に見れば、行政主導により、経済的成果を追求した一九七〇年代の「地域活性化」の動きに始まり、一九八〇年代～一九九〇年代において取り組みの総合性を追求した「地域づくり」を仲介して、「内発性」「総合性・多様性」「革新性」を実現する現在の「地域再生」（新しい地域づくり）に到達したと表現することも可能であろう。

(2) 新たな取り組みが求める政策

農山村地域における新しい地域づくりの取り組みに対しては、それに応じた新しいタイプの支援策が必要となろう。その基本的方向は、先に析出した「内発性」「総合性・多様性」「革新性」という三つの特徴的要素から導かれる。

第一に、「内発性」への支援であるが、いうまでもなく、内発力を直接に支援することは、行政にできるものではない。ただし、それを間接的に支援することは可能であ

る。特に重要な点は、地域住民が当事者意識、つまり「地域づくりとは自らの問題だ」という意識形成を支援することであり、それは端点に言えば、「地域づくりワークショップ」の開催や運営に対する支援であろう。ワークショップの司会役となるファシリテーター等の人材派遣に対するサポートなどはその代表である。

第二の「総合性・多様性」に対しては、柔軟な支援策という方向性が出てくる。多様性については、支援メニュー自体が多様であることが必要となり、特に資金面での支援（補助金等）であれば、その使途に高い自由度が求められる。また、総合性については、行政にありがちな「縦割り」のために、単一の領域しかカバーできないということは許されない。例えば、経済面のみならず、福祉、環境、教育面までに至る総合的支援が、新しい地域づくりには要請されている。

第三に、「革新性」に対する支援は、なによりも新しい仕組みや新たな価値を作り出すということに対する支援サイドの理解が必要であろう。なぜならば、古くからのシステムの変革と創造には多大なる時間がかかるものがあり、そうしたことを実現するためには、一朝一夕でできるものではない。したがって、「革新性」をひとつの特徴とする新しい地域づくりは、単年度で達成されるような課題ではなく、支援策はおのずから長期にわたるもの

となろう。

3、新たな地域支援政策とその評価

(1) 新たな政策の胎動

前節でまとめたような新しい地域づくりへの展開に対応して、実は地域振興の手法もごく最近では急速に変化しつつある。その転換は、都道府県の単独事業から始まったと思われる。筆者が注目した鳥取県「中山間地域活性化推進交付金」(二〇〇一〜二〇〇六年度)は、おそらくその先駆けであったと言えよう³⁾。

しかし、現在では、二〇〇七年の参議院選挙における政権大敗のインパクトもあり、国レベルの政策においても、その変化が進んでいる。ただし、その動きは、いくつかの府省庁で分散的に進み、また必ずしも体系化されたものではない。その点で、明確な転換とは言い難いが、しかしそれを丁寧に見ると、地域政策の変化の方向性が浮かびあがってくる。筆者なりの整理であるが、それをまとめてみよう。

第一に、その事業が事業目的の設定、資金の使途等の点で大きな自由度を持っていることである。地域における新しい取り組みは、地域ごとに実に多様である。そのために、事業の目標、手法を地域サイドから自由設計できる支援策が求められている。従来から「総合補助金」、

「ブロック・グラント」、「提案公募型事業」等の名称でその必要性が論じられていた支援の実現と言えよう(自由設計型事業)。

第二に、支援対象にかかわり「人材」の重視である。

特に、農山村地域では、人口流出により、地域内で不足しているのは、地域を全体としてマネージメントし(地域マネージャー)、また他地域との連携(リンク)を進め(リンクパートナー)、さらに様々な事業をコーディネートとする人材である(地域コーディネーター)。もちろん、これらの地域にも、例えば「観光カリスマ百選」、「農林漁家民宿おかみさん百選」にみられるような実績を残す人々も少なくない。しかし、困難な経済的社会的条件に對して、その数は絶対的に不足していると言える。そうであるが故に、地域の現場から「補助金から補助人へ転換」(広島県旧作木村の安藤周治氏の発言)が求められていたのであるが、それがまさに実現しつつある(資金と人材のセット型事業)。

第三に、支援の受け皿として、先に触れた地域コミュニティに加えて、NPOや企業、大学等も位置づけられている点である。これらの主体を、行政上はしばしば「多様な主体」と表現され、行政との協働が期待されているが、支援の受け皿としても市民権を獲得し始めていると言えよう。従来からの地域活性化にかかわる補助金で、政策

対象が地方自治体や経済団体およびその周辺組織（第三セクター）等に限定されることが多かった点と比較すれば、その「多様さ」は明らかである（多様な主体対応型事業）。

こうした「自由設計型事業」、「資金と人材のセット型事業」、「多様な主体対応型事業」は、いままでの典型的な国の補助金では制約が大きかったポイントであろう。

そのような制約を突破して、新しい事業が形成されているのである。そうであるが故に、農山村における新しい地域づくりに対応した新しい地域振興策として位置づけられるのである。

また、こうした方向性は、先に論じた地域再生の現場が求める「内発性」「総合性・多様性」「革新性」とほぼ重なるものと言えよう。手上げ方式、外部人材、多様な主体はいずれも、地域の現場からの動きを重視し（内発性）、いろいろなタイプの事業や事業者を認め（総合性・多様性）、そして特に新しい仕組みをとまなう動き（革新性）を、人材や資金の面でサポートするものだからである。

(2) 新たな政策の事例

この国レベルの新しい振興策のひとつの典型が、林野庁「山村再生プラン助成金」（山村再生総合対策事業）である。

この事業は、「森林、自然景観、農林水産物、伝統文化等の山村特有の資源を活用した新たな産業（森業・山業）の創出、都市と山村との交流活動の取組、山村コミュニティの維持・再生に向けた地域活動やこれらを組み合わせた複合的な取組を『山村再生プラン』として実施するとともに、事業の実施を通じて人材の育成を図る」ことを目的として、ビジネスから交流、コミュニティまでの幅広い地域活動を支援する事業である。

助成対象経費については、「五〇万円以上の機械・機具等の購入費、施設建設費については、助成対象とならない」という制約があるが、それ以外では、「作品の作成、ガイドブック等の作成、林内歩道・案内板等の整備、事業実施に必要な施設等の改修、地域の合意形成と体制づくり等」と、やはり大きな自由度が確保されている。

加えて、本事業の特徴を形成しているのが、山村再生プランの活動の充実・発展支援のために、事業主体がアドバイザーの派遣を要請できることであり、その経費は全額補助される仕組みとなっている。

この「山村再生プラン助成金」は、二〇〇八年度からスタートし、年度内に三回の公募と採択が行われた。採択されたプランの事業主の内訳（全六〇件）は、任意団体二七件、NPO法人一六件、地方自治体七件、企業七件、森林組合三件となっている。任意団体の中には、地

域コミュニティ組織も含まれており、多様な主体による取り組みが確認される。

実際に、この事業で採択されたプランの実例を見ると、以下で示すように地域の課題に密着したユニークな取り組みがいくつも見られる⁴。

〈北上市口内町自治協議会 口内地区交流センター〉

北上市口内地区は、この一〇年間で、人口が一五%減少、高齢化率も一〇%上昇の三五・八%と増加の一途をたどっており、また、社会サービスの低下が顕在化している。本事業では、口内地域コミュニティの強さを活用したボランティア輸送のシステムの構築を図り、交通弱者である高齢者世帯の生活の質の向上を目指す。

〈金沢大学的財産法ゼミ〉

学生たちが地域活性化のために活動してきた石川県の三地域―細屋（輪島市）、沢野（七尾市）、奥池（白山市）―において、新たに「こ当地」野菜（細屋「ぼう」、沢野「ごぼう」、へいけカブラ）等を使用した「スイーツ」の考案・製造・販売を実施し、あわせてイベントの開催、マスメディアの報道、宣伝を通して、より包括的な地域活性化を目指す。

〈広島県北広島町・NPOやまなみ大学〉

山村・農村では、獣害対策が大きな問題となっているが、これまでの研究では、森と人との関係と同じくらい

「犬」の存在が大きいと考えられる。本事業では、獣害から里や人、農作物を守る「ゲーディングドッグ（里守り犬）」の育成を目的にした育成プログラム開発と育成マニュアルの作成、及び人が気軽に入れる森づくり「親林」プロジェクトの計画作成と試行活動を行う。

こうした取り組みの中には、事業主体の面で、また事業内容の面で、従来型の国による補助事業の対象となりづらいと思われるものもあり、新しいタイプの地域振興策が、地域で生まれ始めた新たな動きを確かに捉えつつあることが理解できよう。

このようなタイプの地域振興策には、この他にも、地域活性化統合本部「地方の元気再生事業」、国土交通省「新たな公によるコミュニティ支援事業」、農林水産省「農山漁村（ふるさと）地域力発掘支援モデル事業」があり、同様の特徴を持つ。

それぞれのポイントを簡単に記せば、「地方の元気再生事業」は、国費による全額負担の提案公募型事業であり、プロジェクトの立ち上がり段階で専門家の派遣を行い、また事業の実施に当たって地域ブロック別に配置された内閣府参事官が関係省庁との橋渡し役を行う。また、「新たな公によるコミュニティ支援事業」は、同様に国費一〇〇%補助のモデル事業であるが、住民、地域団体、NPO、企業等の多様な主体を地域づくりの担い手と位置

づけている点特徴である。事業対象となる経費にはアドバイザーの招聘も含まれる。さらに「農山漁村（ふるさと）地域力発掘支援モデル事業」も同様に多様な主体に対する助成事業であるが、複数年（五年間）にわたる支援である（定額補助）。この事業では先に述べた地域再生の「革新性」の要素が求める複数年支援をもっとも意識しているといえよう。また、この事業にも、事業主体の要望によるアドバイザー派遣が組み込まれている。これに加えて、現在動き始めている二つの支援策にも注目したい。

一つは、総務省の過疎問題懇談会が提言した「集落支援員」への支援である（「過疎地域等における集落対策に関する提言」、二〇〇八年四月）。この集落支援員は、過疎地域等における集落対策の最も基本的な要素として、市町村行政による集落や住民に対する「目配り」が必要であることから提案されたものであり、具体的には行政や農業委員、経営指導員経験者などの地域の実情に詳しい人材やNPOで活躍する都市の若者を対象とすることが想定されている。その仕組みの推進が、地方財政措置（特別交付税）により実現しているが（総務省過疎対策室長通知―二〇〇八年八月）、対象経費には、支援員の報酬、活動旅費、集落点検（ワークシヨップ）経費等を含む点で画期的だと言えよう。

さらにこの動きは、より長期にわたる地域派遣である「地域おこし協力隊」の構想につながっている。二〇〇八年一二月に公表された総務省「地域力創造プラン」（いわゆる「鳩山プラン」）では、一年から三年にわたり、都市住民が主として人口減少・高齢化に悩む地域に対して支援する都市住民等（協力隊）を受け入れる仕組みを、地方財政措置でサポートすること表明している。さらに、二〇〇八年度の二次補正予算で取り組まれている農水省「田舎で働き隊」も、支援手法は異なるが、同様の長期人材派遣事業である（二〇〇九年度予算案にも盛り込まれている）。

二つは、地域づくりの中間支援組織の対するサポートの動きである。これは、農林水産省「都市と農村の協働の推進に関する研究会」における検討で強調されている。この研究会報告（二〇〇八年八月）では、都市と農村の協働は、それらの努力のみで進むものではなく、「協働の『触媒』としてのコーディネーター」の存在と活動が決定的に重要であることが強調されている。しかし、従来の支援策では、NPO等の主体に対する支援策が十分でなく、また都市と農村をつなぐ活動はほとんどが支援対象とされていない点も同報告では指摘している。そのことが、中間支援組織に対するなんらかの支援や政策的ハイライトにつながることが予想され、また期

待される。

これらが実施されれば、地域を支える人材や組織に対して、より総合的なサポートとなることが期待される。

(3) 新たな政策の課題

これらの新たな振興策には、検討すべき課題もある。

いずれの事業もまだスタートラインにあり、そこから見えてくる課題は部分的であるが、少なくとも次の点は指摘できよう。

第一に、新しいタイプの事業の多くは、いわゆるソフト支援に限定されている。一般的な課題として、地域振興政策にはハードからソフトへの重点シフトが必要であることは間違いないが、しかしハード整備がまったく不必要というわけではない。特に、地域活動の拠点となる施設に対する需要は少なくない。また、それを、例えば廃校となった小学校の補修・改修により対応するにしても、時には新規施設整備なみの資金が必要とされることもある。したがって各種の助成策には、ミニハード的な施設整備が許容されるような仕組みであることが望ましい。特に、これらの事業の中には、予算の費目上、調査委託費を利用する事業もあり、ハード面での弾力的な対応が困難である。

第二は、これらの事業に対する地方自治体の関与であ

る。事業のなかには、地方自治体の財政支援や同意を要件としたものもあるが、一般的には、地域からの内発的エネルギーをベースとする提案応募型事業では、そのような仕組みが取りづらい。また、必要以上に市町村や県の関与を要件とすることは避けなければならないが、他方では行政との連携も、地域再生の重要な条件のひとつであろう。現実には、地域内の団体の事業採択を、新聞報道によって知った市町村もあったと言われており、行政と新たな事業主体が緩やかな連携を作るような仕組みも必要であろう。

第三に、より根本的なこととして、国がこのタイプの地域振興策に乗り出す意義が、より積極的に検討されなくてはならない。いうまでもなくその直接の目的は、地方再生であるが、それを国が事業として仕組むのは、特に地方提案型事業という手法を通じて、新たな行政ニーズに応え、またそのニーズを国が地方の実態とともに把握することに資するという意義がある。こうした点にかかわる議論や仕組みの整備を怠れば、地方分権の進行の中で、国によるせつかくの新たな取り組みも、それらの存在意義を主張できない可能性もある。あらためて議論されるべき点であろう。

4、政策デザインと課題

(1) 政策の枠組み

本稿では、農山村地域でその取り組みが始まり、新たな形を示し始めてきた地域再生（新しい地域づくり）とそれを支援する新しい政策の仕組みを論じてきた。その基本的な動きは、「地域再生の現場力」であり、その動きを重視して、その主体を支援するというスタンスであった。

しかしながら、「地域再生の現場力」のパワーだけでは、現在の格差社会における農山村の再生が困難なことも事実である。つまり、「地域再生の現場力」から見えてきた再生の方向性が「地域の自立（自律）に向けた内発的発展」だとすれば、そうした活動の基盤を支える「国土の均衡ある発展（都市と農村の格差是正）」も、同時に重要となる。しばしば、国土政策の場面では、後者から前者への課題の転換が指摘されているが、そうではなく「自立」と「均衡（格差是正）」の「二兎」を追うことが必要なのである⁵⁾。

この点にかかわり、実は農山村地域サイド、特に中山間地域には、貴重な実践が存在していることは見逃してはならない。それは、他ならぬ中山間地域等直接支払制度であり、この制度がそのような枠組みを持っているの

である。

周知のように、この制度は、「国は、中山間地域等においては、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うこと等により、多面的機能の確保を特に図るための施策を講ずるものとする」食料・農業・農村基本法第三五条（第二項）と規定され実施されている。しかし、「不利を補正する」ものでありながら、農水省のガイドラインにより、交付金の半分以上を集落協定単位での共同取組活動用にプール利用し、残りを個人配分する仕組みとなっている（二〇〇七年の全国実績では、共同取組活動配分五七・五％―個人配分四二・五％）。個人配分は、文字通り「農業の生産条件に関する不利の補正」のために耕作者個人が利用するものであるが、集落プール分は、集落協定により、農道・水路管理や営農体制の構築、さらには都市・農村交流、農産物加工販売等のより積極的な活動に利用されている。つまり、「不利の補正」を目的とする交付金の一部は、地域再生のファンドとしての役割を果たし、現実に各地域で、農業生産に限定されない多様な活動の展開が確認される。

こうした仕組みを解釈すれば、交付金の個人配分は「格差是正」に相当し、集落協定配分は「自立促進」に資するものに相当する。そして、両者のパッケージ化こそが、

中山間地域等直接支払制度であると見ることも可能である。もちろん、「格差是正」と言っても、交付金単価自体が平地と中山間地域の生産コスト格差の八割を埋めるものであり、さらにその半分であれば、格差の是正のカバー率はわずかに四割にすぎず、それを過大評価することはできない。しかし、重要なことは、この制度が、「格差是正」と「自立促進」のパッケージ化の具体的イメージを提供している点である。「小さな政府」の流れに押されて、政策論議が「自立促進」論へ流れやすい中で、その両者を追求する仕組みを、単なる抽象論ではなく示していることを理解するべきであろう。今後の、農山村地域における国の支援策は、この中山間地域等直接支払制度における教訓を一般化することから始め、新たな「格差是正」と「自立促進」のパッケージ化の方向を、省庁の枠を超えて打ち出すことが必要であろう。

また「二兎」を追うことを支える、より大きな枠組みの議論が必要なことは言うまでもない。例えば、現在の未曾有の不況の中で、雇用対策として農業・農村を位置づけようとする一部の評論家等の言説は、数年前までの農業・農村切り捨てのそれとはあまりもかけ離れており、こうした「ふれ」自体が農業・農村のあり方を軽視していることを象徴している。そのような中で、国土や国民経済という拡がりから、都市と農山村のあり方を

論じる骨太の議論が欠かせない。

この点で、ひとつの提案として、次の方向性を示しておきたい。それは、農山村の「国内戦略地域」としての位置づけである。農山村が供給する食料、エネルギー（水、バイオマス）、水、二酸化炭素吸収源という諸資源は、ひとたび国境を越えれば、政治とグローバルマネーの投機の対象となる「国際的戦略物資」としての性格を露わにしている。昨年（二〇〇八年）の原油、穀物価格の高騰と反落はまさにそのことを、実証して見せたと言える。

したがって、それを国内供給する農山村は、国際的に見れば、「国内戦略地域」と位置づけられるとしても過言ではない。投機と国際政治に翻弄されない国民生活を守るために、国内戦略地域としての農山村の再生が、これからの国政の最重要課題となっていくことは十分に予想できる。事実、先にも触れた総務省「地域力創造プラン」（鳩山プラン）では、「過疎地域等は、都市部の災害防止、水源の涵養、安心・安全な食料の供給、深林による二酸化炭素の吸収など、都市部を支えている「条件不利地域」と都市が共生する、日本型の共生社会を実現する必要」などが指摘され、またそれが従来以上に強調されている点が注目される。

(2) 二〇一〇年問題―喫緊の政策的争点―

最後に、こうした方向性の確立を目指して、乗り越え

るべき短期的課題を示しておきたい。

それを筆者らは「農山村の二〇一〇年問題」と呼ぶ。二〇一〇年と特定されるのは、政策に由来する。この年の三月末には、次の三つの制度が更新期を迎えようとしている。

ひとつは過疎法である。同法はこの時に期限切れを迎え、「ポスト過疎法」が課題となっていることは周知のことである。既にいくつかの都道府県や団体が、新たな過疎法の必要性を提言している。政府による「地方再生」を重視する動きもあり、新過疎法は、「ソフトからハードへ」の流れを強め、安泰だと思いついてはいる関係者も少ない。しかし、実態は必ずしもそうでない。その肝心の「ソフトからハード」への内実が、提言者からも具体的に語られることはほとんどなく、その点で過疎新法はその姿を見せていないと言えよう。この問題は決着がついたところか、まだ議論の入り口にあると考えるべきであろう。

二つは市町村合併特例法である。「平成の大合併」を強力に推し進めた旧法は、二〇〇五年から現行法に代わったが、それも同じ時に失効する。それに対応して、再度強力な合併を進める新法が制定されるのか否か、合併に翻弄された農山村には、大きな関心事であろう。最近では様々な論者が「合併打ち止め論」を強調しているが、

しかしその結果として、合併できない町村の事務を県や近隣自治体が補完するという「特例町村制度」の導入がより強く主張される可能性もある。その制度が仮に、人口規模を基準として導入されるような仕組みとなれば、かつてのように、合併に駆け込む農山村の小規模町村も出てこよう。合併による負の影響が、広域自治体の周辺旧町村部では顕在化しており、そのような選択はより慎重でなくてはならない。「特例町村」の対象として想定される地域は農山村や離島が大多数であると予想される。そうした地域の基礎自治体のあり方の問題として、さらなる議論が必要であろう。

そして、三つは中山間地域等直接支払制度である。この制度は、先にも論じたように新しい手法で条件不利地域に元気を送っており、単なる一省庁（農水省）の事業を超えた重みを持つが、これも同じ時に五年間の第二期対策を終える。第一期対策から第二期対策に移行しようとしていた五年前（二〇〇四年五月）には、財政制度審議会がその建議「平成一七年度予算編成の基本的考え方について」で「廃止を含めた抜本的見直し」の建議を行ったことは記憶に新しい。この制度をめぐり、農山村関係者は口をそろえて「きわめて政策効果は高い」というが、他方で都市住民に制度の存在や意義はあまり浸透していない。そのため、第三期対策を目の前にして、財

政審が再び「廃止を含めた抜本的見直し」を論じる可能性は否定できない。

以上は制度であるが、「二〇一〇年問題」に、もうひとつの柱、農村社会の内部変化がある。それは、昭和ヒトケタ世代の本格的高齢化である。戦後日本の農山村では、一貫して昭和ヒトケタ世代が中心世代であった。それは国勢調査や農業センサスのデータがはっきりと示している。そして、二〇一〇年前までにこの世代全体が次々と、いわゆる「後期高齢者」層となる。いうまでもなく、地域社会をリードする元気な高齢者は農村部には数多くみられ、七五歳を超えたことがそのまま問題となるわけではない。しかし、農山村や農林業を支えていた世代の本格的高齢化は、地域社会の運営にマイナスの影響を与えることは否定できないであろう。

このように諸々のインパクトが二〇一〇年及びその後集中する。そして、制度的インパクトにかかわる実質的な決着は、今年（二〇〇九年）の半ばから後半に集中することとなる。各法律・制度に対する具体的な提案と同時に必要なことは、国内の農山村を、国土や国民経済の中でどのように位置づけるかのグランドデザインである。

つまり、農山村地域の集落のあり方（中山間地域等直接支払制度）、基礎自治体のあり方（合併特例法）、都市と

農山村の関係（過疎法）、そして昭和ヒトケタ世代のリタイア後における地域の暮らしや経済のあり方がトータルに議論されねばならない。「二〇一〇年問題」を契機とする農山村地域再生へ向けた議論が、今求められているのである。

（付記）本稿は拙稿「農山漁村地域再生の課題」（大森彌・小田切徳美等著『実践まちづくり読本』公職研、二〇〇八年）の一部及び同「農山村振興政策の新展開」（『ガバナンス』二〇〇八年八月号）を再編し、さらに新しい事態に言及したものである。

1 その詳細は拙稿「農山漁村地域再生の課題」（大森彌・小田切徳美等著『実践まちづくり読本』公職研、二〇〇八年）を参照いただきたい。

2 宮口侗迪「新・地域を活かす」（原書房、二〇〇七年）第四章「地域づくりの意味を問う」を参照。

3 鳥取県「中山間地域活性化推進交付金」はそのユニークな仕組みと成果から、過疎・中山間地域振興策のあり方に大きな問題提起をおこなったと言える。その詳細と特徴は、拙稿「農山漁村地域再生の課題」（大森彌・小田切徳美等著『自立と協働によるまちづくり読本』ぎょうせい、二〇〇四年）において指摘した。

4 ここで紹介した採択事例（二〇〇八年度）は、同事業のホームページ（事務局・（財）都市農山漁村交流活性化機構）からの転載である。

5 この点で、二〇〇八年四月に報告された総務省過疎問題懇談会『時代に呼応した新たな過疎対策に向けて（これまでの議論の中間的整理）』は、「これまでの過疎対策の実施により、道路、上下水道等の公共施設の整備は一定程度進んだものと考えられる。しかしながら、全国との差はなお存在しており、引き続きこれに対する適切な対応が課題といえる」、また、引き続き人口減少と著しい高齢化、雇用問題、医師不足、維持が困難な集落の問題など、依然として過疎地域には多くの課題が残されている」と正しく指摘している。

6 市町村合併がもたらした影響の実態については、全国町村会・道州制と町村に関する研究会『「平成の合併」をめぐる実態と評価』（二〇〇八年）を参照のこと。同研究会（代表・大森彌氏）には筆者も参加したが、その報告の骨格は坂本誠氏（農村工学研究所研究員）の手によるものである。

7 この点に関する詳細な経緯については橋口卓也「中山間地域直接支払制度の検証」（小田切徳美・安藤光義・橋口卓也『中山間地域の共生農業システム』（二〇〇六年、農林統計協会）を参照のこと。

編集部から

1月号に掲載された馬場治「漁業における外国人労働力」の表3の出典を著者の申し出により以下のように訂正します。

出典：三輪千年「沿岸・沖合漁業における労働力の国際化」『漁業経済研究』50巻2号、2005年10月。同氏著『漁業・水産業分野における労働力の国際化』（東京水産振興会『水産振興』457号、2006年1月）も参照。

「江戸東京野菜」

（財）東京都農林水産振興財団 食育アドバイザー

大竹 道茂

「フードマイレージ」「伝統野菜が地球を救う」

今年の二月三日、「伝統野菜が地球を救う！」をテーマに「伝統野菜サミット」が加賀野菜の地、金沢（北陸農政局の主催）で開催された。フードマイレージ研究の第一人者の中田哲也氏（北陸農政局企画調整室長）が、基調講演で「伝統野菜の普及が輸送に伴う環境負荷低減に及ぼす効果測定の試み」と題して、フード・マイレージ指標を用いて話された。ご案内のようにフードマイレージは身近な「食」と地球規模の資源や環境問題を関連づけて考えるうえでヒントとなるもので、フード・マイレージを削減するためには、なるべく近くで取れたものを食べるのが重要である。これまで「地産地消」「スローフード」などが叫ばれてきたが、輸入食品により重症の被害者が出るに及んで、国民の意識はピークに達したが、フードマイレージは子供たちに引き継ぐ地域環境を

考える上で説得力がある。

今、伝統野菜は各県で復活・普及の取り組みが盛んになっている。ふる里の野菜を取り寄せて、懐かしく食べるならともかく、伝統野菜はその土地で、土地の言葉や土地の文化とのふれ合いを感じながら食べて初めて美味しいのだと個人的には思っている。したがって、江戸東京野菜は全国に配送するつもりはなく、東京に居を構えた方々には江戸東京野菜一つひとつに伝わる物語と共に、季節の野菜を味わって頂きたいと思っている。

江戸東京野菜復活の取り組みと説明板の設置

徳川家康が江戸にお国替えとなった、天正一八年（一五九〇）から数えて四〇〇年ということで、平成元年（一九八九）は、東京都などが記念のイベントを実施したが、そんな中で、江戸東京の農産物を考えるきっかけが生まれた。「このままでは、江戸東京野菜などのタネは無くな

り、東京の農業の歴史がわからなくなってしまおう」とJ A東京中央会では、農業試験場や農業改良普及所長OBの方々に協力を求め、「江戸東京ゆかりの野菜と花」の編纂に取り掛かり、あわせて、伝統的農産物の栽培状況、タネの存在等の調査も行った。これにより、細々と篤農家が栽培していた、馬込地域の半白胡瓜や三寸人参などのタネがあることがわかった。このタネを分けてもらい、広く生産者を求めるとともに、タネを増やすために農業試験場に依頼したり、生産者に栽培を依頼するなど取り組みも行ってきた。

その後、江戸東京野菜の歴史や文化を、本の中に留めるだけでなく、かつての産地に説明板として設置したならば、より都市農業への理解も深まるのではと設置を提案。平成九年、農協法施行五〇周年記念事業に位置づけられた。これには、どこに立てるかが問題となったが、豊作を祈願し、収穫を感謝するのは、地元の鎮守様というところで、東京都神社庁の協力を得てかつての産地の神社に設置することができた。このことは、その後、伝統野菜の復活に大きな効果をあげることになる。

日本橋から江戸東京野菜のブランド化

平成一八年の暮れに、日本橋料飲組合の組合長で日本橋ゆかり社長の野永喜一郎氏から呼ばれて、江戸東京野

菜のブランド化を発信したいので、生産者をまとめ、生産体制を確立してほしい旨の要請があった。翌年四月、日本橋の上で料理屋さんたちが江戸野菜の即売を実施したが、これが、日経MJ紙に掲載されたことで、流通業界が注目し始めた。このような動きの中で、生産者サイドをまとめるばかりか、江戸野菜の研究をしている東京都農林総合研究センターや、江戸東京野菜を積極的に集荷している築地市場の東京シティー青果などとのネットワークも構築し、情報の共有化を実現した。

インターネットの動画配信(http://fv1.jp)を活用

情報の共有化を実現させたのがインターネットで、最新の食情報を動画配信するフードボイスに「大竹道茂の江戸東京野菜ネット」を開設。江戸東京野菜の関連情報のほか、「江戸東京野菜はどこへ行ったら買えるの!」の質問に答えて、「江戸東京野菜はここで買えます」と現在生産されている二〇品目の生産者の一覧と、「江戸東京野菜の栽培期間一覧」を掲載している。これは、今日、季節の早採り野菜がスーパーの棚を占めていることから、いつでも江戸東京野菜はあるものと、マスコミの取材申し込みが季節外れに良くあることから、江戸東京野菜は旬の野菜。季節限定の野菜であることを伝えることが重要との考えからきている。また伝統野菜は固定種だか

ら、不揃いで、大きかったり、小さかったり曲があったりと自然そのもの。そのようなことも伝えている。さらに「どう料理して食べるの！」の質問も多く、同士の料理研究家・酒井文子氏が江戸東京野菜の料理方法を紹介している。

農商の連携と江戸東京野菜

新宿から中央線で二五分の小金井市では農商連携のプロジェクトが活発だ。同市には江戸東京たてももの園、東京農工大の繊維博物館と、住宅と衣料のミュージアムがある。そこで、食べ物のミュージアムとして、江戸東京野菜を市内の農家の皆さんに栽培してもらい、それを市内の飲食店の皆さんにメニュー化してもらおうことで、小金井を「衣食住の歴史」のミュージアムにしていこうと、一九年と二〇年の秋に、たてももの園でフェアを開催した。さらに、江戸の頃から桜の名所「小金井」だけに、二〇年三月には、お花見弁当を実施し、今年も開催する予定だ。実施にあたっては市内の飲食店関係者を対象に市内の農業視察を実施したり、有名割烹の「つきぢ田村」の会長にお願いして、江戸野菜を使った料理講習会も実施してきた。現在は、これらの活動と平行して、農商連携を更に拡大していくため、業者者（飲食店）のニーズと農業者の意向をつなぐコーディネーターの育成を模索

している。また、品川では、江戸東京の農業説明板「品川カブ」のいわれを読んだ方々の間から復活の機運が高まり、今、品川カブが注目されている。このカブ、享和二年（一八〇二）に出版された農業書・成形図説に掲載されており、珍しい長い形で、味もよい。昨年、地元の品川区立小中一貫校伊藤園で栽培がはじまり、収穫して給食で食べたという。区内の商店街では、カブを使ったスイーツが人気を呼んでいて、農商連携も徐々に始まっている。

食育から地域に広げる伝統野菜

J Aグループのアグリサポート事業は昨年からはじまったが、時宜を得たタイミングで、地元のJ A東京中央はこの資金を、品川カブの復活栽培に活用した。今年度はJ Aバンク東京信連と東京都農林水産振興財団がこの資金を活用して「寺島ナス」の復活を予定している。浅草の北東、東向島にある寺島地区は江戸時代には有名なナスの産地。当時のナス「蔓細千成」のタネも見つかった。そこで、今年創立一三〇周年を迎える第一寺島小学校において、創立当事に父兄達が栽培していた「寺島のナス」の復活を全校生徒が取り組む方向で学校と調整している。また、江戸野菜の発祥の地、砂村（現江東区）には、昨年三年生に江戸東京野菜の話をしに行ったが、

江戸東京野菜のひとつ「シントリ菜」栽培の第一人者石川善一さん（江戸川）ご夫妻は今日も収穫に忙しい。



子供たちが野菜栽培と江戸の野菜に興味を持ってくれたことから、タネが残っている「砂村一本ネギ」と「砂村三寸ニンジン」の復活に資金を活用したいと考えている。現在、江戸東京物は、野菜で二〇種類、穀物で四種類が栽培されている。今後は、自家用に栽培されてきた地域の伝統野菜も採し出していく予定である。

小金井市内の飲食店主を対象とした料理講習会は有名割烹「つきぢ田村」の田村会長が指導。



日本橋の上で開催された江戸野菜の販売では「葉付きの滝野川ゴボウ」が人気だった。



編集後記

◎市場万能の競争社会の陰で、中山間地域の疲弊と後退が加速している。社会の荒廃がそのまま農村社会に投影、農地の荒廃に止まらず共助をもってなす農村の人心をも荒廃させ、「限界集落」はいまや崩壊の瀬戸際。その一方で、本号の小田切先生がいうように「負けてたまるか」の思いを地域再生のエネルギーに転嫁する取組が全国に無数に萌芽しつつある。

そうした地域住民の強力なパートナーになっているのが都会を脱出した若者達。金銭崇拜の世相を背景に生み出される欠陥商品のオンパレード、止むことなく繰り返される詐欺や不払いなどなど。

こうして、何事も素直に信頼できない「不信社会」到来のもと、物が溢れ、騙し・虚飾渦巻く都会をのがれ、「何も無い」「静けさ」だけがやさしく身を包み込んでくれる「田舎暮らし」にあこがれる若者が急増している。こうした若者達がこれまでの価値観を変え、新しい価値観をもとめて漂流を始めたのだとすれば、歓迎すべき現象なのではなからうか。

百年に一度の不況と煽る経営側やマスコミ。だがこの不況も、失った日本人の心を取り戻すチャンスなのかも

知れない。

◎小泉構造改革を象徴する「かんぽの宿」。その一括譲渡問題で日本郵政は、オリックスへの譲渡契約を白紙に戻した。

昨年一二月に日本郵政は、かんぽの宿に首都圏の社宅など九物件を加えオリックスに売却することを決めた。これに許認可権を持つ鳩山総務大臣が「郵政民営化の旗振り役だった宮内氏が率いるオリックスに売却するのは「出来レース」と、待ったをかけた。早速財界系の新聞が「正常な商行為を否定するもの」と批判したのはうなずけても、他の大手新聞もこれに追従し、大臣の「不当な介入」批判を展開したのは、多くの国民が疑問を持ったはず。

その後、一万円で売却した物件が六千万円で転売されていたことや、他にも「ポロ儲け」した企業が続々公にされるや、今度は「気骨な政治家」と大臣を持ち上げる。二四〇〇億もの建設費をかけた「宿」がたった一〇九億で売られる、しかも、譲渡先が規制改革推進会議議長だった宮内氏が率いるオリックスなら、しっかり調査してから論評するのがジャーナリズムの使命のはず。

財界のいう「規制改革・民間解放」の“おさと”はこんなものだとしても、必要な報道はせず、不必要な情報を垂れ流すマスコミの姿勢も疑問だらけ。

(太田)